

章	第1章 便利に生活できるまちづくり
---	-------------------

	見直し前
現状	- 本村の市街地は、国道236号の沿線に更別地区と上更別地区が形成され、その周囲には農村地域が広がっています。 - 本村の総面積176.90平方キロメートルのうち、全体の約70%を農地が占めており、「農業振興地域整備計画」に基づき、優良な農地の保全に努めています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 自然を大切にしたいまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、関係法令・計画に基づきながら、土地利用を進めます。 - 市街地では、利便性を高め、歩ける範囲でのまちづくりを進めます。 - 最も身近な生活の場として住みやすい農村地域をつくりまします。

	見直し前										
関連する個別計画、ビジョンなど	<table><tr><td>農業振興地域整備計画</td><td>R3～R12</td></tr><tr><td>森林整備計画</td><td>H31～R10</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	農業振興地域整備計画	R3～R12	森林整備計画	H31～R10						
農業振興地域整備計画	R3～R12										
森林整備計画	H31～R10										

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	土地利用は、関連する各種計画に基づきながら、適正に進めていく必要があります。
施策	1 計画的な土地利用
取り組み内容	① 国土利用計画法に基づく土地利用の推進 ② 農業振興地域整備計画の見直し ③ 森林整備計画の見直し

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	自然が残る地域は、今後も適切な保全に努めることが求められています。
施策	2 環境に配慮した土地利用
取り組み内容	① 林地開発行為への指導 ② 農業振興地域開発行為への指導

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	有効な土地利用を進めるには、適期に状況を把握し情報の更新を図るとともにオープンデータ化に努めることが必要です。
施策	3 土地の有効活用
取り組み内容	① 地籍情報の管理・更新 ② 3Dマップデータの管理・更新 ③ 土地情報のオープンデータ化 ④ 空き地空き家対策の実施(空き地空き家バンクの運営等)

課名	企画政策・産業・建設水道
----	--------------

項目	1 土地利用
----	--------

	見直し後
現状	- 本村の市街地は、国道236号の沿線に更別地区と上更別地区が形成され、その周囲には農村地域が広がっています。 - 本村の総面積176.90平方キロメートルのうち、全体の約70%を農地が占めており、「農業振興地域整備計画」に基づき、優良な農地の保全に努めています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 自然を大切にしたいまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、関係法令・計画に基づきながら、土地利用を進めます。 - 市街地では、利便性を高め、歩ける範囲でのまちづくりを進めます。 - 最も身近な生活の場として住みやすい農村地域をつくりまします。

	見直し後										
関連する個別計画、ビジョンなど	<table><tr><td>農業振興地域整備計画</td><td>R3～R12</td></tr><tr><td>森林整備計画</td><td>R6～R15</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	農業振興地域整備計画	R3～R12	森林整備計画	R6～R15						
農業振興地域整備計画	R3～R12										
森林整備計画	R6～R15										

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	土地利用は、関連する各種計画に基づきながら、適正に進めていく必要があります。
施策	1 計画的な土地利用
取り組み内容	① 国土利用計画法に基づく土地利用の推進 ② 農業振興地域整備計画の見直し ③ 森林整備計画の見直し

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	自然が残る地域は、今後も適切な保全に努めることが求められています。
施策	2 環境に配慮した土地利用
取り組み内容	① 林地開発行為への指導 ② 農業振興地域開発行為への指導

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	有効な土地利用を進めるには、適期に状況を把握し情報の更新を図るとともにオープンデータ化に努めることが必要です。
施策	3 土地の有効活用
取り組み内容	① 地籍情報の管理・更新 ② 3Dマップデータの管理・更新 ③ 土地情報のオープンデータ化 ④ 空き地空き家対策の実施(空き地空き家バンクの運営等)

	見直し前
現状	・ 村内には一般向け、単身者向け、高齢者向けの公営住宅がそれぞれあり、建て替えや改修を計画的に行っています。 ・ 宅地分譲については、令和3年度に新コム二団地の分譲を開始しています。また、民間事業者による分譲地販売も継続されています。 ・ 住環境の整備と住宅戸数のニーズを見極めつつ、民間賃貸住宅の建設に必要な助成を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 多様化する生活様式に対応し、子どもからお年寄りまで、誰もが住みやすい住環境の整備に努めます。

	見直し後
現状	・ 村内には一般向け、単身者向け、高齢者向けの公営住宅がそれぞれあり、建て替えや改修を計画的に行っています。 ・ 宅地分譲については、令和3年度に新コム二団地の分譲を開始し完売したため、令和6年度から花園プラムタウンを造成令和7年度より順次販売を開始しています。また、民間事業者による分譲地販売も継続されています。 ・ 住環境の整備と住宅戸数のニーズを見極めつつ、民間賃貸住宅の建設に必要な助成を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 多様化する生活様式に対応し、子どもからお年寄りまで、誰もが住みやすい住環境の整備に努めます。

	見直し前								
関連する個別計画、ビジョンなど	<table><tr><td>・ 住生活基本計画</td><td>H23～H32</td></tr><tr><td>・ 公営住宅等長寿命化計画</td><td>H23～H32</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	・ 住生活基本計画	H23～H32	・ 公営住宅等長寿命化計画	H23～H32				
・ 住生活基本計画	H23～H32								
・ 公営住宅等長寿命化計画	H23～H32								

	見直し後								
	<table><tr><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	(削除)		(削除)					
(削除)									
(削除)									

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 公営住宅は、適正な管理戸数の調整に努めつつ、長寿命化を進めることが必要です。
	・ 公営住宅の建替・整備には、高齢化や少子化に伴う多様なニーズへの対応が求められています。
施策	1 公営住宅の維持管理
取り組み内容	① 公営住宅の計画的な改修、長寿命化
	② 修繕、管理に対する意識啓発
	③ 住宅周辺の環境美化の促進
	④ 計画的な戸数管理

見直し後		継続
施策の取扱い		
・ 公営住宅は、適正な管理戸数の調整に努めつつ、長寿命化を進める必要があります。 ・ 公営住宅の建替・整備には、高齢化や少子化に伴う多様なニーズへの対応が求められています。		
1 公営住宅の維持管理		
① 公営住宅の計画的な改修、長寿命化		
② 修繕、管理に対する意識啓発		
③ 住宅周辺の環境美化の促進		
④ 計画的な戸数管理		

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 宅地の分譲は、住宅の需給状況に応じて計画的に行うことが必要です。
施策	2 宅地の開発、分譲
取り組み内容	① 宅地分譲の推進
	② 民間による分譲地の販売協力

見直し後	
施策の取扱い	見直し変更
・ 宅地の分譲は、花園プラムタウン分譲地の完成に伴い、分譲地の販売状況の推移を見極めながら計画的に行うことが必要です。	
2 宅地の開発、分譲	
① 宅地分譲の推進	
② 民間による分譲地の販売協力	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 住環境の整備には、状況に応じて民間活力を導入することが必要です。
施策	3 民間住宅の建設支援
取り組み内容	① ニーズに応じた民間賃貸住宅の建設支援
	② 民間住宅の建設促進

見直し後	
施策の取扱い	継続
・ 住環境の整備には、状況に応じて民間活力を導入することが必要です。	
3 民間住宅の建設支援	
① ニーズに応じた民間賃貸住宅の建設支援	
② 民間住宅の建設促進	

章	第1章 便利に生活できるまちづくり
---	-------------------

課名	建設水道
----	------

項目	3 上水道
----	-------

	見直し前
現状	- 本村は、中札内村と共同管理している浄水施設と、十勝中部広域水道企業団の2系統より浄水を受水し、簡易水道により水の供給を行っています。札内川の表流水を水源としており、水源の上流域には工場や居住地域がなく、安全で良質な水を受水することができます。 - 毎年、水質検査の採水地点・項目・頻度等について公表するとともに、水質検査結果についても、毎月検査結果を公表し、良質な水の確保に努めています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 安心・安全な水道の安定供給に努めます。 - 水道会計の健全化に努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	- 簡易水道事業計画 R5～R14 - 簡易水道事業経営戦略 R5～R14 - 簡易水道事業アセットマネジメント R5～R14 - 簡易水道事業管路更新計画 R5～R14

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	安全な水を安定的に供給するには、水源を守り水質を確保する必要があります。
施策	1 安心で安定した水源・水質の確保
取り組み内容	① 十勝中部広域水道企業団および南札内浄水場との連携による、水質等の管理 ② 水質検査の実施と良質な水のPR

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	水道施設の整備には、災害時の危機管理対策や災害復旧マニュアルなどの策定により、災害に強い水道整備を心がける必要があります。
施策	2 水道施設の整備、維持管理
取り組み内容	① 南札内浄水場の適切な維持管理 ② 危機管理対策の推進 ③ 漏水調査の実施・修繕、漏水量の監視強化 ④ 水道施設機器等に関する管理台帳の整備 ⑤ 管路、計装設備の更新 ⑥ 宅地造成等に伴う水道施設整備

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	水道事業の健全運営には、施設の適正な維持管理と徴収体制の強化等に努める必要があります。
施策	3 水道事業の健全運営
取り組み内容	① 水道メーター検針業務の効率化(自動化)の検討 ② 滞納者対策の強化、推進

	見直し後
現状	- 本村は、中札内村と共同管理している浄水施設と、十勝中部広域水道企業団の2系統より浄水を受水し、簡易水道により水の供給を行っています。札内川の表流水を水源としており、水源の上流域には工場や居住地域がなく、安全で良質な水を受水することができます。 - 毎年、水質検査の採水地点・項目・頻度等について公表するとともに、水質検査結果についても、毎月検査結果を公表し、良質な水の確保に努めています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 安心・安全な水道の安定供給に努めます。 - 水道会計の健全化に努めます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	- 簡易水道事業計画 R5～R14 - 簡易水道事業経営戦略 R5～R14 - 簡易水道事業アセットマネジメント R5～R14 - 簡易水道事業管路更新計画 R5～R14

	見直し後
施策の背景	安全な水を安定的に供給するには、水源を守り水質を確保する必要があります。
施策	1 安心で安定した水源・水質の確保
取り組み内容	① 十勝中部広域水道企業団および南札内浄水場との連携による、水質等の管理 ② 水質検査の実施と良質な水のPR

	見直し後
施策の背景	水道施設の整備には、災害時の危機管理対策や災害復旧マニュアルなどの策定により、災害に強い水道整備を心がける必要があります。
施策	2 水道施設の整備、維持管理
取り組み内容	① 南札内浄水場の適切な維持管理 ② 危機管理対策の推進 ③ 漏水調査の実施・修繕、漏水量の監視強化 ④ 水道施設機器等に関する管理台帳の整備 ⑤ 管路、計装設備の更新 ⑥ 宅地造成等に伴う水道施設整備

	見直し後
施策の背景	水道事業の健全運営には、施設の適正な維持管理と徴収体制の強化等に努める必要があります。
施策	3 水道事業の健全運営
取り組み内容	① 水道メーター検針業務の効率化(自動化) ② 滞納者対策の強化、推進

	見直し前
現状	- 本村では、更別地区で特定環境保全公共下水道、上更別地区で農業集落排水処理施設を整備し、下水処理を行っています。 - 下水道処理の区域外では、個別排水処理施設(合併処理浄化槽)により水洗化を進めています。 - し尿処理については、十勝圏複合事務組合で共同処理を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 衛生的で快適な下水・排水環境の確保とともに、公共用水域の水質保全に努めます。 - 下水道会計の健全化に努めます。 - 計画的で効率的なし尿の収集、処理に努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	- 公共下水道事業等経営戦略 R3～R12 - 生活排水処理基本計画 R2～R11 - 特定環境保全公共下水道事業計画 H29～R8 - 下水道BCP計画 H29～

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	排水処理関連施設は、計画的な維持管理を行うとともに、水のリサイクルを適正かつ衛生的に進めていくことが必要です。
施策	1 公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、維持管理
取り組み内容	① 下水道、農業集落排水処理施設の適正な運転、維持管理 ② 下水道施設の更新 ③ 農業集落排水処理施設の更新 ④ 下水道未接続対策の検討、実施 ⑤ 危機管理対策の推進 ⑥ 宅地造成等に伴う下水道施設整備

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	個別排水処理施設(合併処理浄化槽)は、住民の協力と理解を得ながら設置を促進することが必要です。
施策	2 個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の整備、維持管理
取り組み内容	① 個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の適正な運転、維持管理 ② 個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の導入促進、期間満了後の整備の検討

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	下水道事業の健全運営には、生活排水の総合処理などコスト削減に向けた取り組みを検討するとともに、滞納者への徴収強化に努めることが必要です。
施策	3 下水道事業の健全運営
取り組み内容	① 維持管理委託の複数年契約の継続実施 ② 「公共下水道事業等経営戦略」の見直し

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	し尿処理は、今後も計画的、効率的に行うことが必要です。
施策	4 し尿の収集、処理
取り組み内容	① し尿の収集 ② 十勝圏複合事務組合における共同処理の実施

	見直し後
現状	- 本村では、更別地区で特定環境保全公共下水道、上更別地区で農業集落排水処理施設を整備し、下水処理を行っています。 - 下水道処理の区域外では、個別排水処理施設(合併処理浄化槽)により水洗化を進めています。 - し尿処理については、十勝圏複合事務組合で共同処理を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 衛生的で快適な下水・排水環境の確保とともに、公共用水域の水質保全に努めます。 - 下水道会計の健全化に努めます。 - 計画的で効率的なし尿の収集、処理に努めます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	- 公共下水道事業等経営戦略 R6～R55 - 生活排水処理基本計画 R2～R11 - 特定環境保全公共下水道事業計画 H29～R8 - 下水道BCP計画 R8～

	見直し後
施策の背景	① 排水処理関連施設は、計画的な維持管理を行うとともに、水のリサイクルを適正かつ衛生的に進めていくことが必要です。
施策	1 公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、維持管理
取り組み内容	① 下水道、農業集落排水処理施設の適正な運転、維持管理 ② 下水道施設の更新 ③ 農業集落排水処理施設の更新 ④ 下水道未接続対策の検討、実施 ⑤ 危機管理対策の推進 ⑥ 宅地造成等に伴う下水道施設整備

	見直し後
施策の背景	① 個別排水処理施設(合併処理浄化槽)は、住民の協力と理解を得ながら設置を促進することが必要です。
施策	2 個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の整備、維持管理
取り組み内容	① 個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の適正な運転、維持管理 ② 個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の導入促進、期間満了後の整備の検討

	見直し後
施策の背景	① 下水道事業の健全運営には、生活排水の総合処理などコスト削減に向けた取り組みを検討するとともに、滞納者への徴収強化に努めることが必要です。
施策	3 下水道事業の健全運営
取り組み内容	① 維持管理委託の複数年契約の継続実施 ② 「公共下水道事業等経営戦略」の見直し

	見直し後
施策の背景	① し尿処理は、今後も計画的、効率的に行うことが必要です。
施策	4 し尿の収集、処理
取り組み内容	① し尿の収集 ② 十勝圏複合事務組合における共同処理の実施

	見直し前
現状	・ 村内には農村公園をはじめ、遊具を備えた公園などが数箇所あるほか、パークゴルフ場を併設したどんぐり公園、オートキャンプ場・さらべつカントリーパークなどがあり、住民をはじめ村外の人々から余暇の場として親しまれています。 ・ 令和3年度にどんぐり公園大型遊具のリニューアルを実施したほか、令和4年度に住民参加の植樹祭をすももの里で実施しています。 ・ 公園以外にも、まちなかや公共施設の周囲などでは、緑化や花の植栽が行われています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 誰もが公園を安全に利用できるよう、遊具等の維持管理に努めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めます。 ・ まちなかや人が多く集まる場所に、緑や花を感じることができる空間をつくります。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	・ さらべつまるごとブランディング計画 R3～R12

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ どの年代も利用しやすく楽しめる公園となるよう、整備や維持管理に努めていくことが必要です。 ・ 老朽化が進んでいる遊具や施設については、計画的な修繕や更新が必要です。
施策	1 公園の整備、維持管理
取り組み内容	① 公園敷地内の環境整備 ② 遊具など公園にある施設の点検、計画的な更新

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 花や緑の空間を広げていくには、住民の理解と協力を得ながら、花いっぱい運動などの活動の充実に努めていくことが必要です。
施策	2 花や緑によるうるおい空間の拡大
取り組み内容	① 沿道や公共施設周辺における花いっぱい運動の推進

	見直し後
現状	・ 村内には農村公園をはじめ、遊具を備えた公園などが数箇所あるほか、パークゴルフ場を併設したどんぐり公園、オートキャンプ場・さらべつカントリーパークなどがあり、住民をはじめ村外の人々から余暇の場として親しまれています。 ・ 令和3年度にどんぐり公園大型遊具のリニューアルを実施したほか、令和4年度に住民参加の植樹祭をすももの里で実施しています。 ・ 公園以外にも、まちなかや公共施設の周囲などでは、緑化や花の植栽が行われています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 誰もが公園を安全に利用できるよう、遊具等の維持管理に努めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めます。 ・ まちなかや人が多く集まる場所に、緑や花を感じることができる空間をつくります。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	・ さらべつまるごとブランディング計画 R3～R12

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	・ どの年代も利用しやすく楽しめる公園となるよう、整備や維持管理に努めていくことが必要です。 ・ 老朽化が進んでいる遊具や施設については、計画的な修繕や更新が必要です。
施策	1 公園の整備、維持管理
取り組み内容	① 公園敷地内の環境整備 ② 遊具など公園にある施設の点検、計画的な更新

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	・ 花や緑の空間を広げていくには、住民の理解と協力を得ながら、花いっぱい運動などの活動の充実に努めていくことが必要です。
施策	2 花や緑によるうるおい空間の拡大
取り組み内容	① 沿道や公共施設周辺における花いっぱい運動の推進

章 第1章 便利に生活できるまちづくり

項目 6 道路

	見直し前
現状	- 高規格道路については、村内にもインターチェンジが設置された帯広・広尾自動車道の延伸整備が進んでいます。 - 国道は一般国道236号、道道は主要道道清水大樹線や一般道道更別幕別線など6路線がそれぞれ村内を通過しています。 - 村道については、現在213路線を管理し、住民の日常生活を支えています。 - 村内の一般国道236号と村道の一部が、トカプチ400として、自転車の走行環境や愛好家の受け入れ環境などに優れたサイクルルート指定する「ナショナルサイクルルート」に指定されています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 道路の整備と維持管理に努め、日常生活や生産活動の利便性を維持、向上させます。 - 交通弱者に配慮したやさしい道づくりを促進します。 - 除排雪体制を充実させ、冬場の事故を防ぎ、冬の生活を守ります。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	- 交通安全計画 R3～R7 - 橋梁長寿命化修繕計画 H27～R6

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	高規格道路は、住民に身近な道路網として定着しており、安全に利用できるよう国や道に要請していく必要があります。また、高規格道路を活用した交流人口の増加に努めることが必要です。
施策	1 高規格道路の整備、延伸促進
取り組み内容	① 札幌圏への利便性向上による十勝外の交流人口獲得に向けたPRの検討 ② 広尾延伸の早期実現の要望

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	国道や道道は、住民生活や産業振興に大きく寄与する道路網であるため、改良や適切な維持管理、安全面の向上などを国や道に要請していく必要があります。
施策	2 国道・道道の整備促進
取り組み内容	① 国道更別橋拡幅等の要請 ② 道道歩道(路肩拡幅)等未実施箇所の要請 ③ ナショナルサイクルルート「トカプチ400」の環境整備の要請

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	村道は、住民に最も身近な交通網として、利用状況をふまえ、改良や維持管理を行っていくことが必要です。
施策	3 村道の整備、維持管理
取り組み内容	① 計画的な村道の整備、維持管理 ② 橋梁の架替(拡幅)、補修 ③ 歩道の整備 ④ 住民協働パートナー事業、多面的機能支払交付金事業による村道の維持管理

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	冬期間の生活交通を確保するには、適正な除排雪体制の整備が重要です。
施策	4 除排雪体制の充実
取り組み内容	① 除雪委託業務体制の充実 ② 除雪機械の更新 ③ 機械格納庫、雪捨て場施設の維持管理 ④ 冬期間の歩道の確保 ⑤ 各行政区による第三次除雪路線の実施支援

	見直し後
現状	- 高規格道路については、村内にもインターチェンジが設置された帯広・広尾自動車道の延伸整備が進んでいます。 - 国道は一般国道236号、道道は主要道道清水大樹線や一般道道更別幕別線など6路線がそれぞれ村内を通過しています。 - 村道については、現在214路線を管理し、住民の日常生活を支えています。 - 村内の一般国道236号と村道の一部が、トカプチ400として、自転車の走行環境や愛好家の受け入れ環境などに優れたサイクルルート指定する「ナショナルサイクルルート」に指定されています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 道路の整備と維持管理に努め、日常生活や生産活動の利便性を維持、向上させます。 - 交通弱者に配慮したやさしい道づくりを促進します。 - 除排雪体制を充実させ、冬場の事故を防ぎ、冬の生活を守ります。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	- 交通安全計画 R8～R12 - 橋梁長寿命化修繕計画 R7～R16

	見直し後
施策の背景	高規格道路は、住民に身近な道路網として定着しており、安全に利用できるよう国や道に要請していく必要があります。また、高規格道路を活用した交流人口の増加に努めることが必要です。
施策	1 高規格道路の整備、延伸促進
取り組み内容	① 札幌圏への利便性向上による十勝外の交流人口獲得に向けたPRの検討 ② 広尾延伸の早期実現の要望

	見直し後
施策の背景	国道や道道は、住民生活や産業振興に大きく寄与する道路網であるため、改良や適切な維持管理、安全面の向上などを国や道に要請していく必要があります。
施策	2 国道・道道の整備促進
取り組み内容	① 国道歩道舗装補修事業等の要請 ② 道道歩道(路肩拡幅)等未実施箇所の要請 ③ ナショナルサイクルルート「トカプチ400」の環境整備の要請

	見直し後
施策の背景	村道は、住民に最も身近な交通網として、利用状況をふまえ、改良や維持管理を行っていくことが必要です。
施策	3 村道の整備、維持管理
取り組み内容	① 計画的な村道の整備、維持管理 ② 橋梁の架替(拡幅)、補修 ③ 歩道の整備 ④ 住民協働パートナー事業、多面的機能支払交付金事業による村道の維持管理

	見直し後
施策の背景	冬期間の生活交通を確保するには、適正な除排雪体制の整備が重要です。
施策	4 除排雪体制の充実
取り組み内容	① 除雪委託業務体制の充実 ② 除雪機械の更新 ③ 機械格納庫、雪捨て場施設の維持管理 ④ 冬期間の歩道の確保 ⑤ 各行政区による第三次除雪路線の実施支援

	見直し前
現状	- 民間事業者によるバス運行については、生活路線バスとして国・北海道・沿線自治体からの補助により運行を維持しています。民間バスの利用者については、自家用車の普及や沿線自治体の人口減少等により、減少傾向となっています - 高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保するために、令和3年度から更別市街地と上更別市街・農村部を結ぶ乗合タクシーの運行を始めています。また、更別市街地内を巡回する村民バスを運行しています。
基本的な考え方、取り組み方針	車を運転しない住民や来訪者の交通の便を考え、公共交通機関の確保や利便性の向上に努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	生活路線バスは、子どもや高齢者をはじめとする交通弱者の大切な交通手段であり、関係機関や沿線自治体と連携し、維持確保に努めることが必要です。
施策	1 民間バスの利便性の向上、利用促進
取り組み内容	① 十勝地域生活交通確保対策協議会への参加 ② 広尾線バス輸送確保対策協議会への参加（運行への補助） ③ バス待合所やその周辺環境整備 ④ 北海道十勝地域公共交通計画推進協議会への参加

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	村営バスは、利用拡大や利便性の向上を進めていくことが求められています。
施策	2 村営バスの利便性の向上、利用促進
取り組み内容	① 村民バス、福祉バスの計画的な更新

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	村民や村外からの移動ニーズに沿った新たな交通手段を確保することが必要です。
施策	3 新たな交通手段の確保
取り組み内容	① タクシー等民間と連携した空港への移動手段の検討 ② 自動運転車両による村内移動

	見直し後
現状	- 民間事業者によるバス運行については、生活路線バスとして国・北海道・沿線自治体からの補助により運行を維持しています。民間バスの利用者については、自家用車の普及や沿線自治体の人口減少等により、減少傾向となっています - 高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保するために、令和3年度から更別市街地と上更別市街・農村部を結ぶ乗合タクシーの運行を始め、現在は全村民を対象に運行しています。また、更別市街地内を巡回する村民バスを運行しています。
基本的な考え方、取り組み方針	車を運転しない住民や来訪者の交通の便を考え、公共交通機関の確保や利便性の向上に努めます。

	見直し後
・ 更別村地域公共交通計画	R7～R11

	見直し後
施策の取扱い	継続
・ 生活路線バスは、子どもや高齢者をはじめとする交通弱者の大切な交通手段であり、関係機関や沿線自治体と連携し、維持確保に努めることが必要です。	
1 民間バスの利便性の向上、利用促進	
① 十勝地域生活交通確保対策協議会への参加	
② 広尾線バス輸送確保対策協議会への参加（運行への補助）	
③ バス待合所やその周辺環境整備	
④ 北海道十勝地域公共交通計画推進協議会への参加	

	見直し後
施策の取扱い	継続
・ 村営バスは、利用拡大や利便性の向上を進めていくことが求められています。	
2 村営バスの利便性の向上、利用促進	
① 村民バス、福祉バスの計画的な更新	

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
・ 村民や村外からの移動ニーズに沿った新たな交通手段を確保することが必要です。	
3 新たな交通手段の確保	
① タクシー等民間と連携した空港への移動手段の検討	
削除	

章	第1章 便利に生活できるまちづくり
---	-------------------

課名	総務・企画政策・住民生活
----	--------------

項目	8 情報通信
----	--------

	見直し前
現状	- 情報通信基盤については、村内全域で光回線によるサービス提供が可能となっています。 - 情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に格差（デジタルデバイド）が生じています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 情報化社会に対応し、利便性や効率性を向上させ、誰一人取り残さないための環境整備を図ります。 - 情報が利用できる人材を育てるとともに、情報通信技術の利用格差の解消に努めます。 - 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）計画に基づき、デジタル技術を活用して、行政サービスの向上に努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	情報通信面での利便性は、起業や移住・定住条件でも重視されることが多く、村内の情報通信環境の差の解消に努める必要があります。
施策	1 情報化を推進する環境整備や体制づくり
取り組み内容	① 高速インターネット（5Gや次世代通信）利用環境の充実 ② フリーWi-Fi環境の整備

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	情報通信技術は、まちづくりの推進に際しても有効な手段であり、さまざまな分野で効果的に活用していくことが必要です。
施策	2 情報通信技術の有効利用
取り組み内容	① 行政手続きのオンライン化 ② データ連携基盤の活用によるサービスの創出と向上 ③ eLTAX（エルタックス）の利用促進 ④ 情報システムの標準化・共通化

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	情報通信技術は、日常生活のさまざまな場面で使用されることが増えており、それらの技術を活用できるよう学習する機会が必要です。
施策	3 情報通信技術を利用できる知識や技能の普及
取り組み内容	① 情報通信技術について学ぶ場の提供 ② デジタル推進委員の育成・確保

	見直し後
現状	- 情報通信基盤については、村内全域で光回線によるサービス提供が可能となっています。 - 情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に格差（デジタルデバイド）が生じています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 情報化社会に対応し、利便性や効率性を向上させ、誰一人取り残さないための環境整備を図ります。 - 情報が利用できる人材を育てるとともに、情報通信技術の利用格差の解消に努めます。 - 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）計画に基づき、デジタル技術を活用して、行政サービスの向上に努めます。

	見直し後
・ 更別村デジタル田園都市国家構想総合戦略	R7～R11

	見直し後
施策の取扱い	継続
・ 情報通信面での利便性は、起業や移住・定住条件でも重視されることが多く、村内の情報通信環境の差の解消に努める必要があります。	
1 情報化を推進する環境整備や体制づくり	
① 高速インターネット（5Gや次世代通信）利用環境の充実	
② フリーWi-Fi環境の整備	

	見直し後
施策の取扱い	継続
・ 情報通信技術は、まちづくりの推進に際しても有効な手段であり、さまざまな分野で効果的に活用していくことが必要です。	
2 情報通信技術の有効利用	
① 行政手続きのオンライン化	
② データ連携基盤の活用によるサービスの創出と向上	
③ eLTAX（エルタックス）の利用促進	
④ 情報システムの標準化・共通化	

	見直し後
施策の取扱い	継続
・ 情報通信技術は、日常生活のさまざまな場面で使用されることが増えており、それらの技術を活用できるよう学習する機会が必要です。	
3 情報通信技術を利用できる知識や技能の普及	
① 情報通信技術について学ぶ場の提供	
② デジタル推進委員の育成・確保	

章	第2章 産業が元気なまちづくり
---	-----------------

課名	産業・教育委員会
----	----------

項目	1 農業
----	------

	見直し前
現状	- 本村では、主に豆類・小麦・馬鈴しょ・てん菜を中心に、キャベツ・グリーンアスパラ・スイートコーン等の野菜類を取り入れた畑作農業をはじめ、生乳や黒毛和牛を生産する畜産業などが営まれています。 - 農業が基幹産業である本村では、行政面積の約70%を農地で占めており、農業基盤整備や明渠排水の整備などを進め、災害に強い優良農地を維持しています。 - 経営面では、一戸あたりの平均経営面積が50haを超える大規模農業が行われている反面、後継者の不在などにより農家戸数が減少しつつあります。 - 後継者の不在などによる離農が増加しており、新規就農を含む後継者の育成が課題となっています。 - 生産された農畜産物は、村内の工場の一部製品化されていますが、その多くは、安定した販路・流通体制のもと農畜産物をそのまま出荷しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 農業基盤の整備促進、排水対策の強化などにより、生産性の向上と災害に強い農地保全対策に努めます。 - 国際化に対応できる足腰の強い農業経営の確立と体質の強化に努めます。 - 新規就農者の受け入れ等による担い手の確保に努めます。 - 新たな需要に応じた作物の栽培や六次産業化の推進など、既存の取り組みの枠を広げます。 - IoTやAIなどの先端技術の導入を促進し、作業効率及び収益率の向上を図ります。

	見直し前								
関連する個別計画、ビジョンなど	<table><tr><td>・ 食育推進計画(第3次)</td><td>R2～R6</td></tr><tr><td>・ 酪農・畜産クラスター計画</td><td>R3～R8</td></tr><tr><td>・ 家畜排せつ物利用促進計画</td><td>R3～R12</td></tr><tr><td>・ 地産地消推進計画</td><td>R5～R9</td></tr></table>	・ 食育推進計画(第3次)	R2～R6	・ 酪農・畜産クラスター計画	R3～R8	・ 家畜排せつ物利用促進計画	R3～R12	・ 地産地消推進計画	R5～R9
・ 食育推進計画(第3次)	R2～R6								
・ 酪農・畜産クラスター計画	R3～R8								
・ 家畜排せつ物利用促進計画	R3～R12								
・ 地産地消推進計画	R5～R9								

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	生産基盤である農地は、適正に保全しつつ、生産性の向上に努めていくことが必要です。
施策	1 農業基盤整備の促進
取り組み内容	① 国営・道営事業等による農業基盤整備事業の推進 ② 1級河川改修の促進(サラベツ川、サツチャルベツ川) ③ 畑地かんがい札内川地区の改修 ④ 緊急浚渫推進事業の推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	環境に配慮したクリーン農業が求められています。
施策	2 環境に配慮した農業の推進
取り組み内容	① 家畜排せつ物適正処理の推進 ② たい肥、液肥の農地還元促進 ③ 環境に配慮した取り組みの支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	持続的に農業を発展させるためには、国際化に対応できる、足腰の強い農業経営の確立が必要です。
施策	3 生産性の向上、経営の近代化、省力化の促進
取り組み内容	① 土づくり対策の推進 ② 農業経営基盤の強化に向けた資金の利子助成 ③ 村営牧場の草地整備 ④ 畜産クラスター事業の推進 ⑤ スマート農業の推進

	見直し後
現状	- 本村では、主に豆類・小麦・馬鈴しょ・てん菜を中心に、キャベツ・グリーンアスパラ・スイートコーン等の野菜類を取り入れた畑作農業をはじめ、生乳や黒毛和牛を生産する畜産業などが営まれています。 - 農業が基幹産業である本村では、行政面積の約70%を農地で占めており、農業基盤整備や明渠排水の整備などを進め、災害に強い優良農地を維持しています。 - 経営面では、一戸あたりの平均経営面積が50haを超える大規模農業が行われている反面、後継者の不在などにより農家戸数が減少しつつあります。 - 後継者の不在などによる離農が増加しており、新規就農を含む後継者の育成が課題となっています。 - 生産された農畜産物は、村内の工場の一部製品化されていますが、その多くは、安定した販路・流通体制のもと農畜産物をそのまま出荷しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 農業基盤の整備促進、排水対策の強化などにより、生産性の向上と災害に強い農地保全対策に努めます。 - 国際化に対応できる足腰の強い農業経営の確立と体質の強化に努めます。 - 新規就農者の受け入れ等による担い手の確保に努めます。 - 新たな需要に応じた作物の栽培や六次産業化の推進など、既存の取り組みの枠を広げます。 - IoTやAIなどの先端技術の導入を促進し、作業効率及び収益率の向上を図ります。

	見直し後								
関連する個別計画、ビジョンなど	<table><tr><td>・ 食育推進計画(第4次)</td><td>R7～R11</td></tr><tr><td>・ 酪農・畜産クラスター計画</td><td>R8～R12</td></tr><tr><td>・ 家畜排せつ物利用促進計画</td><td>R3～R12</td></tr><tr><td>・ 地産地消推進計画</td><td>R5～R9</td></tr></table>	・ 食育推進計画(第4次)	R7～R11	・ 酪農・畜産クラスター計画	R8～R12	・ 家畜排せつ物利用促進計画	R3～R12	・ 地産地消推進計画	R5～R9
・ 食育推進計画(第4次)	R7～R11								
・ 酪農・畜産クラスター計画	R8～R12								
・ 家畜排せつ物利用促進計画	R3～R12								
・ 地産地消推進計画	R5～R9								

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	生産基盤である農地は、適正に保全しつつ、生産性の向上に努めていくことが必要です。
施策	1 農業基盤整備の促進
取り組み内容	① 国営・道営事業等による農業基盤整備事業の推進 ② 1級河川改修の促進(サラベツ川、サツチャルベツ川) ③ 畑地かんがい札内川地区の改修 ④ 緊急浚渫推進事業の推進

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	環境に配慮したクリーン農業が求められています。
施策	2 環境に配慮した農業の推進
取り組み内容	① 家畜排せつ物適正処理の推進 ② たい肥、液肥の農地還元促進 ③ 環境に配慮した取り組みの支援

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	持続的に農業を発展させるためには、国際化に対応できる、足腰の強い農業経営の確立が必要です。
施策	3 生産性の向上、経営の近代化、省力化の促進
取り組み内容	① 土づくり対策の推進 ② 農業経営基盤の強化に向けた資金の利子助成 ③ 村営牧場の草地整備 ④ 畜産クラスター事業の推進 ⑤ スマート農業の推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	農家世帯の減少に歯止めをかけるためには、担い手の確保が必要です。
施策	4 担い手の育成
取り組み内容	① 新規就農者の受入れ体制の整備 ② 農業担い手育成センター事業の推進(配偶者対策) ③ 農業経営生産対策推進会議事業の推進 ④ 農業関係団体の活動支援 ⑤ 農作業受委託組織等の育成・支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	消費者ニーズに対応するためには、農畜産物の付加価値の向上や販路の拡大、加工品開発などを促進していくことが必要です。
施策	5 農畜産物の付加価値の向上、販路の拡大
取り組み内容	① 農畜産物のブランド化の推進 ② 農畜産物の加工による付加価値化の推進 ③ 地産地消の推進 ④ 新規作物の導入支援・検討 ⑤ 農作物が販売される場や機会の拡大

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	農村環境を保全するためには、農村が持つ多面的機能を活かした取り組みが必要です。
施策	6 農村環境の保全および他産業との連携
取り組み内容	① 多面的機能支払交付金事業の推進 ② グリーンツーリズムの普及に向けた意識啓発、取り組みの支援 ③ 食育の推進

見直し後	
施策の取扱い	継続
農家世帯の減少に歯止めをかけるためには、担い手の確保が必要です。	
4 担い手の育成	
① 新規就農者の受入れ体制の整備 ② 農業担い手育成センター事業の推進(配偶者対策) ③ 農業経営生産対策推進会議事業の推進 ④ 農業関係団体の活動支援 ⑤ 農作業受委託組織等の育成・支援	

見直し後	
施策の取扱い	継続
消費者ニーズに対応するためには、農畜産物の付加価値の向上や販路の拡大、加工品開発などを促進していくことが必要です。	
5 農畜産物の付加価値の向上、販路の拡大	
① 農畜産物のブランド化の推進 ② 農畜産物の加工による付加価値化の推進 ③ 地産地消の推進 ④ 新規作物の導入支援・検討 ⑤ 農作物が販売される場や機会の拡大	

見直し後	
施策の取扱い	継続
農村環境を保全するためには、農村が持つ多面的機能を活かした取り組みが必要です。	
6 農村環境の保全および他産業との連携	
① 多面的機能支払交付金事業の推進 ② グリーンツーリズムの普及に向けた意識啓発、取り組みの支援 ③ 食育の推進	

	見直し前
現状	- 本村では、総面積の約16%を森林が占めています。内訳は、国有林が2割、民有林が約8割で、民有林のうち個人所有林と村有林の内訳は、ほぼ同率です。市町村森林整備計画に基づき植林や除間伐などの管理を行っています。 - 村内には、水産庁のさけ・ますふ化場をはじめ、大津漁協、十勝内水面漁業、民間による養魚場などがあります。
基本的な考え方、取り組み方針	- 森林が持つ多面的機能(防風・防霧、環境緑化、自然保護など)の維持を図りつつ、計画的な森林施業の推進に努めます。 - 林業に携わる人材を育成し、担い手の確保に努めます - 環境に配慮した内水面漁業の振興を図ります。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	森林整備計画 H31～R10

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	計画的に森林整備を推進するためには、森林施業に関わる事業体や人材の育成・確保に努める必要があります。
施策	1 森林施業の推進および担い手の育成
取り組み内容	① 「森林整備計画」に基づいた森林整備の推進 ② 林業事業体および人材の育成・確保 ③ 村有林の計画的な管理 ④ 木育の推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	森林が持つ多面的な機能を維持するためには、乱開発などから森林を守るとともに、再造林等による森林の保全が必要です。
施策	2 森林の多面的な機能の維持
取り組み内容	① 環境緑地保護地区の適正な保全

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	内水面漁業の振興には、良質な水資源の保全への配慮が必要です。
施策	3 内水面漁業の振興
取り組み内容	① 適正な水利利用の推進 ② 観光と連携した取り組みの推進

	見直し後
現状	- 本村では、総面積の約16%を森林が占めています。内訳は、国有林が2割、民有林が約8割で、民有林のうち個人所有林と村有林の内訳は、ほぼ同率です。市町村森林整備計画に基づき植林や除間伐などの管理を行っています。 - 村内には、水産庁のさけ・ますふ化場をはじめ、大津漁協、十勝内水面漁業、民間による養魚場などがあります。
基本的な考え方、取り組み方針	- 森林が持つ多面的機能(防風・防霧、環境緑化、自然保護など)の維持を図りつつ、計画的な森林施業の推進に努めます。 - 林業に携わる人材を育成し、担い手の確保に努めます - 環境に配慮した内水面漁業の振興を図ります。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	森林整備計画 R6～R15

	見直し後
施策の背景	計画的に森林整備を推進するためには、森林施業に関わる事業体や人材の育成・確保に努める必要があります。
施策	1 森林施業の推進および担い手の育成
取り組み内容	① 「森林整備計画」に基づいた森林整備の推進 ② 林業事業体および人材の育成・確保 ③ 村有林の計画的な管理 ④ 木育の推進

	見直し後
施策の背景	森林が持つ多面的な機能を維持するためには、乱開発などから森林を守るとともに、再造林等による森林の保全が必要です。
施策	2 森林の多面的な機能の維持
取り組み内容	① 環境緑地保護地区の適正な保全

	見直し後
施策の背景	内水面漁業の振興には、良質な水資源の保全への配慮が必要です。
施策	3 内水面漁業の振興
取り組み内容	① 適正な水利利用の推進 ② 観光と連携した取り組みの推進

	見直し前
現状	・ 村内には更別地区と上更別地区に商店が集積しているほか、レストランを併設した道の駅があります。 ・ 商店の多くが個人経営の小売店であり、交通網の整備に伴い、近隣にある大型店舗へ買物にいく人も増えているなか、イベントの共同開催をはじめとした、地域に密着したサービスや魅力づくりに取り組んでいます。 ・ 更別市街地の街なか交流館 ma・na・ca(マナカ)や地域創造複合施設sarapark(サラパーク)は、市街地の賑わいを生み出す新たな場所としての役割を担っています。 ・ 村内には、昔ながらの作り方で大粒子のでんぷんを生産する工場や、缶詰・冷凍食品・レトルト食品の製造・加工・販売を行う工場など、農作物を使った食品製造工場があるほか、自動車整備工場、廃棄物処理やリサイクル、建設資材の販売、太陽光発電所の運営などを行う事業所などがあります。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 地元の商店としての視点を大切にし、消費者に求められる店づくりを支援します。 ・ 商店街が住民の最も身近な買い物の場として役割を担い続けられるよう、後継者の育成や新規開業支援を行い、商店街の維持、継承をめざします。 ・ マナカ・サラパーク・農村公園大型遊具を交流拠点エリアとして重点的に整備します。 ・ 既存企業の支援とともに、新たな工業誘致を進めるための条件や基盤の整備に努めます。

	見直し前	
関連する個別計画、ビジョンなど	・ さらべつまるごとブランディング計画 ・ 創業支援事業計画(十勝連携) ・ 十勝地域産業活性化計画	R3～R12 (随時見直し) H26～H30

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 経営基盤を強化するためには、雇用や地域の活力を支える中小企業の経営改善の取り組みを支援するとともに、後継者の育成・確保が求められています。
施策	1 地域商工業の育成
取り組み内容	① 新たな事業開発や経営革新に挑戦する事業者への支援 ② 経営基盤強化に向けた支援 ③ 魅力的で利用しやすい店づくりへの取り組み支援(キャッシュレス化の推進) ④ 特産品を活かした飲食メニューや新たな製品の開発支援 ⑤ 販路拡大の推進 ⑥ 経営発達支援計画の達成支援 ⑦ 後継者育成の取り組み ⑧ 商工会の活動支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 住民にとって身近な商店街として親しまれる商店街づくりのためには、魅力的な顧客サービスや商店街への誘客対策を支援していくことが必要です。
施策	2 賑わいのある商店街づくり
取り組み内容	① 住民還元イベント等への支援 ② 街なか交流館ma・na・caの利用促進 ③ 地域創造複合施設(sarapark)の整備 ④ 誘導看板の整備

	見直し後
現状	・ 村内には更別地区と上更別地区に商店が集積しているほか、レストランを併設した道の駅があります。 ・ 商店の多くが個人経営の小売店であり、交通網の整備に伴い、近隣にある大型店舗へ買物にいく人も増えているなか、イベントの共同開催をはじめとした、地域に密着したサービスや魅力づくりに取り組んでいます。 ・ 更別市街地の街なか交流館 ma・na・ca(マナカ)や地域創造複合施設sarapark(サラパーク)は、市街地の賑わいを生み出す新たな場所としての役割を担っています。 ・ 村内には、昔ながらの作り方で大粒子のでんぷんを生産する工場や、缶詰・冷凍食品・レトルト食品の製造・加工・販売を行う工場など、農作物を使った食品製造工場があるほか、自動車整備工場、廃棄物処理やリサイクル、建設資材の販売、太陽光発電所の運営などを行う事業所などがあります。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 地元の商店としての視点を大切にし、消費者に求められる店づくりを支援します。 ・ 商店街が住民の最も身近な買い物の場として役割を担い続けられるよう、後継者の育成や新規開業支援を行い、商店街の維持、継承をめざします。 ・ マナカ・サラパーク・農村公園大型遊具を交流拠点エリアとして重点的に整備します。 ・ 既存企業の支援とともに、新たな工業誘致を進めるための条件や基盤の整備に努めます。

	見直し後	
関連する個別計画、ビジョンなど	・ さらべつまるごとブランディング計画 ・ 創業支援事業計画(十勝連携) 削除	R3～R12 (随時見直し)

	見直し後				
	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td colspan="2"> ・ 経営基盤を強化するためには、雇用や地域の活力を支える中小企業の経営改善の取り組みを支援するとともに、後継者の育成・確保が求められています。 </td></tr></table>	施策の取扱い	継続	・ 経営基盤を強化するためには、雇用や地域の活力を支える中小企業の経営改善の取り組みを支援するとともに、後継者の育成・確保が求められています。	
施策の取扱い	継続				
・ 経営基盤を強化するためには、雇用や地域の活力を支える中小企業の経営改善の取り組みを支援するとともに、後継者の育成・確保が求められています。					
施策	1 地域商工業の育成				
取り組み内容	① 新たな事業開発や経営革新に挑戦する事業者への支援 ② 経営基盤強化に向けた支援 ③ 魅力的で利用しやすい店づくりへの取り組み支援(キャッシュレス化の推進) ④ 特産品を活かした飲食メニューや新たな製品の開発支援 ⑤ 販路拡大の推進 ⑥ 経営発達支援計画の達成支援 ⑦ 後継者育成の取り組み ⑧ 商工会の活動支援				

	見直し後				
	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td colspan="2"> ・ 住民にとって身近な商店街として親しまれる商店街づくりのためには、魅力的な顧客サービスや商店街への誘客対策を支援していくことが必要です。 </td></tr></table>	施策の取扱い	継続	・ 住民にとって身近な商店街として親しまれる商店街づくりのためには、魅力的な顧客サービスや商店街への誘客対策を支援していくことが必要です。	
施策の取扱い	継続				
・ 住民にとって身近な商店街として親しまれる商店街づくりのためには、魅力的な顧客サービスや商店街への誘客対策を支援していくことが必要です。					
施策	2 賑わいのある商店街づくり				
取り組み内容	① 住民還元イベント等への支援 ② 街なか交流館ma・na・caの利用促進 ③ 地域創造複合施設(sarapark)の整備 ④ 誘導看板の整備				

章	第2章 産業が元気なまちづくり
---	-----------------

課名	企画政策・産業
----	---------

項目	4 観光関連産業
----	----------

	見直し前
現状	・ 村内には、さらべつカントリーパーク・オートキャンプ場をはじめ、どんぐり公園にあるパークゴルフ場やすももの里など自然の中で楽しめる観光の場があり、村外からも多くの人が訪れます。また、道内唯一の国際サーキット場である十勝スピードウェイでは各種レースが開催され多くの人が集まります。 ・ イベントについては、さらべつ大収穫祭やすももの里まつりなど、更別ならではのイベントを開催しています。 ・ お土産品としては、更別産の農畜産物やすももの里のすもも、それらを加工した製品などがあり、道の駅などで販売しています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 更別の地域資源や既存施設などを有効に利用して、更別ならではの観光を振興します。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 観光施設の整備は、老朽化している遊具や設備等の整備更新にあわせて、効率的に行うとともに、施設の魅力アップを図ることが必要です。
施策	1 観光資源の充実
取り組み内容	① 道の駅の計画的な整備更新 ② カントリーパークの計画的な整備更新 ③ どんぐり公園の計画的な整備更新 ④ すももの里の維持管理、更新 ⑤ 魅力ある観光資源の創出

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 交流人口を増やすためには、誘客に結びつく情報を効果的に発信することが必要です。
施策	2 観光情報の発信
取り組み内容	① 観光協会による情報発信 ② SNSを活用した情報発信

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 交流人口を増やすためには、アイデアを出し合いながら魅力あるイベントを企画・開催することが必要です。
施策	3 魅力的なイベントの開催
取り組み内容	① 関係団体と連携したイベントの開催 ② 地域イベントへの支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 幅広く観光客を招くためには、近隣市町村と連携し、広域的な誘客対策を進めていくことが必要です。
施策	4 広域連携による観光の振興
取り組み内容	① 十勝観光連盟等における広域観光事業の推進 ② 南十勝夢街道事業の推進 ③ シーニックバイウェイの有効活用 ④ トカプチ400の有効活用

	見直し後
現状	・ 村内には、さらべつカントリーパーク・オートキャンプ場をはじめ、どんぐり公園にあるパークゴルフ場やすももの里など自然の中で楽しめる観光の場があり、村外からも多くの人が訪れます。また、道内唯一の国際サーキット場である十勝スピードウェイでは各種レースが開催され多くの人が集まります。 ・ イベントについては、さらべつ大収穫祭やすももの里まつりなど、更別ならではのイベントを開催しています。 ・ お土産品としては、更別産の農畜産物やすももの里のすもも、それらを加工した製品などがあり、道の駅などで販売しています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 更別の地域資源や既存施設などを有効に利用して、更別ならではの観光を振興します。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	・ 観光施設の整備は、老朽化している遊具や設備等の整備更新にあわせて、効率的に行うとともに、施設の魅力アップを図ることが必要です。
施策	1 観光資源の充実
取り組み内容	① 道の駅の計画的な整備更新 ② カントリーパークの計画的な整備更新 ③ どんぐり公園の計画的な整備更新 ④ すももの里の維持管理、更新 ⑤ 魅力ある観光資源の創出

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	・ 交流人口を増やすためには、誘客に結びつく情報を効果的に発信することが必要です。
施策	2 観光情報の発信
取り組み内容	① 観光協会による情報発信 ② SNSを活用した情報発信

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	・ 交流人口を増やすためには、アイデアを出し合いながら魅力あるイベントを企画・開催することが必要です。
施策	3 魅力的なイベントの開催
取り組み内容	① 関係団体と連携したイベントの開催 ② 地域イベントへの支援

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	・ 幅広く観光客を招くためには、近隣市町村と連携し、広域的な誘客対策を進めていくことが必要です。
施策	4 広域連携による観光の振興
取り組み内容	① 十勝観光連盟等における広域観光事業の推進 ② 南十勝夢街道事業の推進 ③ シーニックバイウェイの有効活用 ④ トカプチ400の有効活用

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	観光産業による地域経済効果を高めるためには、特産品(お土産品)を充実させる必要があります。
施策	5 観光土産の開発、PR
取り組み内容	① 特産品の開発・生産体制への支援 ② 特産品のPR支援 ③ ふるさと納税返礼品としての利用

見直し後	
施策の取扱い	継続
観光産業による地域経済効果を高めるためには、特産品(お土産品)を充実させる必要があります。	
5 観光土産の開発、PR	
① 特産品の開発・生産体制への支援	
② 特産品のPR支援	
③ ふるさと納税返礼品としての利用	

	見直し前
現状	・ 本村では、企業の発展と雇用の機会が拡大することを図るため「企業振興促進条例」を制定し、企業の振興と立地を促進しています。 ・ 地元雇用を促進するため助成制度を制定し、支援しています。 ・ サラパーク内のサテライトオフィスや地方創生テレワーク交付金を活用した民設民営のサテライトオフィスの整備を進めています。 ・ サテライトオフィスに勤務するテレワーク社員などが宿泊する施設が乏しい状況にあります。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 起業の支援や企業誘致により、雇用機会の拡大をめざします。 ・ 地元の資源を活かして地場産品の研究、開発を行い、商品化や販売をめざします。 ・ IOT等の研究者が集まるまちづくりから、起業促進へつなげます。 ・ 企業誘致を進めるための条件や基盤の整備に努めます。 ・ 宿泊ニーズに応じた宿泊施設の整備

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 起業を促進するためには、異業種間の交流や連携から生じる、新たな発想による取り組みを積極的に支援することが必要です。
施策	1 新たな産業おこしや起業の支援
取り組み内容	① 新たに進出する事業者支援 ② テレワークの推進 ③ 新たな発想で意欲的に取り組む活動の支援 ④ とちち創業支援ネットワーク会議への参画および連携 ⑤ 認定創業支援事業の推進 ⑥ 官民連携を視野に入れた宿泊施設の整備

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 情報通信の発達やグローバル化の進展などもあり、企業立地の条件も多様化していることから、企業のニーズに応じつつ、本村の地域資源や立地を活かしながら、環境や条件を整えていく必要があります。
施策	2 企業の誘致
取り組み内容	① 企業ニーズに応じた立地提供 ② 企業進出しやすい環境整備 ③ 企業誘致に関する優遇制度の見直し

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 新たな地場産品の開発を進めるには、農畜産物などを使った加工販売に意欲を持つ住民の活動をビジネスにつなげていくための支援が必要です。
施策	3 地場産品の開発、販売
取り組み内容	① ふるさと館食品加工研修室の利活用の推進 ② 地場産品を使った加工品製造への支援 ③ 更別農業高校、地元企業との連携による特産品等の開発促進、販路拡大の支援

	見直し後
現状	・ 本村では、企業の発展と雇用の機会が拡大することを図るため「企業振興促進条例」を制定し、企業の振興と立地を促進しています。 ・ 地元雇用を促進するため助成制度を制定し、支援しています。 削除 ・ サテライトオフィスに勤務するテレワーク社員などが宿泊する施設が乏しい状況にあります。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 起業の支援や企業誘致により、雇用機会の拡大をめざします。 ・ 地元の資源を活かして地場産品の研究、開発を行い、商品化や販売をめざします。 ・ IOT等の研究者が集まるまちづくりから、起業促進へつなげます。 ・ 企業誘致を進めるための条件や基盤の整備に努めます。 削除

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し後
施策の背景	・ 起業を促進するためには、異業種間の交流や連携から生じる、新たな発想による取り組みを積極的に支援することが必要です。
施策	1 新たな産業おこしや起業の支援
取り組み内容	① 新たに進出する事業者支援 ② テレワークの推進 ③ 新たな発想で意欲的に取り組む活動の支援 ④ とちち創業支援ネットワーク会議への参画および連携 ⑤ 認定創業支援事業の推進 ⑥ 官民連携を視野に入れた宿泊施設の整備

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し後
施策の背景	・ 情報通信の発達やグローバル化の進展などもあり、企業立地の条件も多様化していることから、企業のニーズに応じつつ、本村の地域資源や立地を活かしながら、環境や条件を整えていく必要があります。
施策	2 企業の誘致
取り組み内容	① 企業ニーズに応じた立地提供 ② 企業進出しやすい環境整備 ③ 企業誘致に関する優遇制度の見直し

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し後
施策の背景	・ 新たな地場産品の開発を進めるには、農畜産物などを使った加工販売に意欲を持つ住民の活動をビジネスにつなげていくための支援が必要です。
施策	3 地場産品の開発、販売
取り組み内容	① ふるさと館食品加工研修室の利活用の推進 ② 地場産品を使った加工品製造への支援 ③ 更別農業高校、地元企業との連携による特産品等の開発促進、販路拡大の支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 就業人口を増加させるためには、雇用機会の確保とともに、就業環境の向上を促進する必要があります。
施策	4 勤労者福祉、雇用対策の充実
取り組み内容	① 各種研修・福利厚生事業等の推進 ② 全ての求職者への就業支援 ③ 季節労働者の就業対策の推進 ④ 無料職業紹介事業(地方版ハローワーク)の実施 ⑤ 地元雇用促進事業による地元雇用・地域人材の確保

見直し後	
施策の取扱い	見直し変更
・ 就業人口を増加させるためには、雇用機会の確保とともに、就業環境の向上を促進する必要があります。	
4 勤労者福祉、雇用対策の充実	
① 各種研修・福利厚生事業等の推進	
② 全ての求職者への就業支援	
③ 季節労働者の就業対策の推進	
④ 無料職業紹介事業(地方版ハローワーク)の実施	
⑤ 地元雇用促進事業による地元雇用・地域人材の確保	
⑥ 村内事業者への求人对策支援	

章	第3章 心身の健康を支えるまちづくり
---	--------------------

課名	企画政策・保健福祉・子育て応援
----	-----------------

項目	1 健康づくり、保健
----	------------

	見直し前
現状	- 健康づくりに関する取り組みについては、「第2次どんどん元気さらべつ」を策定し、目標に向けて、健康づくりを促進しています。 - 生活習慣病予防を目的とした特定健診・特定保健指導について、受診率向上の取り組みとメタボリックシンドローム改善のため個別相談、健康教育などの支援を実施しています。 - すべての世代の健康づくりのために、家庭訪問、健康相談、健康教育などを実施しています。 - 妊産婦や子育て期にかけて実施する母子保健事業では、個別ニーズを把握し、必要な情報提供や支援を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、健康づくり意識の醸成や疾病の予防・早期発見を進め、医療費の低減や介護予防に努めます。 - 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため妊産婦等を支える地域の支援体制の充実に努めます。 - 楽しみながら心身の健康状態を維持することができる多様なサービスの提供を行う体制整備に努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	- 第2次どんどん元気さらべつ H26～R5 - 第3期特定健康診査等実施計画 H30～R5 - 国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画） H30～R5

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 生活習慣病やがんなどの疾病は、予防や早期の発見が重要なことから、健診に対する理解を促進し、受診率の向上につなげる必要があります。 - 乳幼児や高齢者を感染症から守るためには、予防接種の実施と積極的な勧奨が必要です。
施策	1 保健予防事業の推進
取り組み内容	① 母子保健の推進 ② 子育て世代包括支援センターの運営 ③ がん検診の受診勧奨（受診率の向上） ④ 特定健診・特定保健指導の推進（受診率の向上） ⑤ 高齢者健診の家庭訪問による結果の説明 ⑥ 健康相談、家庭訪問の実施 ⑦ インフルエンザおよび高齢者肺炎球菌予防接種の助成 ⑧ 感染症予防の推進 ⑨ 高齢者や成人等に対する歯科健診の推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	乳幼児から高齢者までのすべての世代の健康づくりのためには、保健指導の体制を充実させていく必要があります。
施策	2 保健指導体制の充実
取り組み内容	① 保健師、管理栄養士による保健指導体制の充実 ② 帯広保健所等との連絡調整

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	健康を維持・増進するためには、住民自身の主体的取り組みが重要であり、そのための情報提供の充実が必要です。
施策	3 健康増進の普及
取り組み内容	① 健康増進に関する情報提供 ② 健康づくりに関する講座の開催 ③ 健康増進室の利用促進 ④ 栄養教室など各種教室の開催

	見直し後
現状	- 健康づくりに関する取り組みについては、「第3次どんどん元気さらべつ」を策定し、目標に向けて、健康づくりを促進していきます。 - 生活習慣病予防を目的とした特定健診・特定保健指導について、受診率向上の取り組みとメタボリックシンドローム改善のため個別相談、健康教育などの支援を実施しています。 - すべての世代の健康づくりのために、家庭訪問、健康相談、健康教育などを実施しています。 - 妊産婦や子育て期にかけて実施する母子保健事業では、個別ニーズを把握し、必要な情報提供や支援を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、健康づくり意識の醸成や疾病の予防・早期発見を進め、医療費の低減や介護予防に努めます。 - 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため妊産婦等を支える地域の支援体制の充実に努めます。 - 楽しみながら心身の健康状態を維持することができる多様なサービスの提供を行う体制整備に努めます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	第3次どんどん元気さらべつ R6～R17 - 第4期特定健康診査等実施計画 R6～R11 - 国民健康保険第3期データヘルス計画 R6～R11

	見直し後
施策の背景	施策の取扱い 見直し変更 - 生活習慣病やがんなどの疾病は、予防や早期の発見が重要なことから、健診に対する理解を促進し、受診率の向上につなげる必要があります。 - 乳幼児や高齢者を感染症から守るためには、予防接種の実施と積極的な勧奨が必要です。
施策	1 保健予防事業の推進
取り組み内容	① 母子保健の推進 ② こども家庭センターの運営 ③ がん検診の受診勧奨（受診率の向上） ④ 特定健診・特定保健指導の推進（受診率の向上） ⑤ 高齢者健診の家庭訪問による結果の説明 ⑥ 健康相談、家庭訪問の実施 ⑦ インフルエンザおよび高齢者肺炎球菌予防接種の助成 ⑧ 感染症予防の推進 ⑨ 高齢者や成人等に対する歯科健診の推進

	見直し後
施策の背景	施策の取扱い 継続 乳幼児から高齢者までのすべての世代の健康づくりのためには、保健指導の体制を充実させていく必要があります。
施策	2 保健指導体制の充実
取り組み内容	① 保健師、管理栄養士による保健指導体制の充実 ② 帯広保健所等との連絡調整

	見直し後
施策の背景	施策の取扱い 継続 健康を維持・増進するためには、住民自身の主体的取り組みが重要であり、そのための情報提供の充実が必要です。
施策	3 健康増進の普及
取り組み内容	① 健康増進に関する情報提供 ② 健康づくりに関する講座の開催 ③ 健康増進室の利用促進 ④ 栄養教室など各種教室の開催

章	第3章 心身の健康を支えるまちづくり
---	--------------------

	見直し前
現状	・ 村内には国保診療所と歯科診療所が1か所ずつあります。国保診療所では医療法人との医療業務提携により医師を確保し、安定した地域医療に努めています ・ 高度医療の多くは帯広市内の病院と連携し、対応しています。 ・ 団塊の世代が2025年頃までに75歳以上となり介護・医療費など社会保障費の急増が懸念される「2025年問題」を間近に控え、村としても地域包括ケアシステムの構築をめざしています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 医療法人との連携を深めつつ、安心して利用される診療所の運営に努め、地域にねざした医療サービスの維持向上に努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	・ 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 R3～R5

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 2025年問題を間近に控え、医療と看護、介護など関係機関の連携が、ますます重要となっています。
施策	1 関係機関との連携
取り組み内容	① 医療と看護、介護の連携強化 ② 地域保活支援センターの体制強化 ③ 地域包括ケアシステムの推進 ④ 国保診療所・介護サービス事業所・訪問看護ステーションとの連携 ⑤ 医療業務委託先の医療法人との連携（研修医、医学生の研修機会を提供し、総合診療医の育成に協力） ⑥ 広域医療圏での医療機関との連携 ⑦ 高度情報通信技術を活用した医療機関との連携促進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 診療所施設の整備については、医師の増加に伴う診察室の不足など、診療環境の改善が求められています。
施策	2 施設、設備の更新
取り組み内容	① 医療用設備の更新 ② 国保診療所の計画的な増改修 ③ 歯科診療所の施設・設備の計画的更新

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ あらゆる健康問題の相談に対応するには、安定した医療体制の確保が必要です。 ・ 歯科診療所は、運営維持の取り組みを進めていくとともに、継続にあたっては、訪問歯科診療の実施や栄養指導など、地域包括ケアの取り組みに基づく対応が求められています。
施策	3 診療体制の充実
取り組み内容	① 医療業務委託契約による医療スタッフの安定的な確保 ② 看護師など必要な専門職員の確保 ③ 在宅医療支援体制の充実（訪問看護ステーションとの連携） ④ 夜間、休日診療の実施 ⑤ 緊急医療体制の充実 ⑥ 事故防止対策の推進（事故報告検討会、リスクマネジメント等の定期開催） ⑦ 訪問歯科診療の実施 ⑧ 訪問栄養指導の実施 ⑨ 医療と介護をつなぐコーディネーターの配置 ⑩ 歯科診療所の運営

課名	保健福祉・診療所
----	----------

項目	2 地域医療
----	--------

	見直し後
現状	・ 村内には国保診療所と歯科診療所が1か所ずつあります。国保診療所では医療法人との医療業務提携により医師を確保し、安定した地域医療に努めています。 ・ 高度医療の多くは帯広市内の病院と連携し、対応しています。 ・ 高齢者を含めた多様な主体が支え合う、「健康・福祉」の包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）が整ったまちをめざし、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 医療法人との連携を深めつつ、安心して利用される診療所の運営に努め、地域にねざした医療サービスの維持向上に努めます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	・ 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 R6～R8

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
施策の背景	・ 高齢者比率が増加する中で、医療と看護、介護など関係機関の連携が、ますます重要となっています。
施策	1 関係機関との連携
取り組み内容	① 医療と看護、介護の連携強化 ② 地域包括支援センターの体制強化 ③ 地域包括ケアシステムの推進 ④ 国保診療所・介護サービス事業所・訪問看護ステーションとの連携 ⑤ 医療業務委託先の医療法人との連携（研修医、医学生の研修機会を提供し、総合診療医の育成に協力） ⑥ 広域医療圏での医療機関との連携 ⑦ 高度情報通信技術を活用した医療機関との連携促進

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	・ 診療所施設の整備については、持続可能な診療環境の維持・改善が求められています。
施策	2 施設、設備の更新
取り組み内容	① 医療用設備の更新 ② 国保診療所の計画的な改修 ③ 歯科診療所の施設・設備の計画的更新

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	・ あらゆる健康問題の相談に対応するには、安定した医療体制の確保が必要です。 ・ 歯科診療所は、運営維持の取り組みを進めていくとともに、継続にあたっては、訪問歯科診療の実施や栄養指導など、地域包括ケアの取り組みに基づく対応が求められています。
施策	3 診療体制の充実
取り組み内容	① 医療業務委託契約による医療スタッフの安定的な確保 ② 看護師など必要な専門職員の確保 ③ 在宅医療支援体制の充実（訪問看護ステーションとの連携） ④ 夜間、休日診療の実施 ⑤ 緊急医療体制の充実 ⑥ 事故防止対策の推進（事故報告検討会、リスクマネジメント等の定期開催） ⑦ 訪問歯科診療の実施 ⑧ 訪問栄養指導の実施 ⑨ 医療と介護をつなぐコーディネーターの配置 ⑩ 歯科診療所の運営

	見直し前
現状	- 本村では、社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体と連携しながら地域福祉の推進体制の充実に努めています。 - 社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域での支え合いの体制づくりを進めています。 - 社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア団体、グループの育成および連絡調整をはじめ、ボランティア活動や地域交流サロン活動への助成、福祉教育・職場研修のお手伝い、サロンの開催などを行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 福祉に関する地域の課題を全住民で共有し、支えあいや助け合いによって解決できるまちづくりをめざします。 - 行政だけでなく、住民との協働や民間企業との連携、住民自らの取り組みにより、住みやすいまちづくりをめざします。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	- 第5期いきいきふれあい計画(更別村障がい福祉計画) R3～R5 - 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 R3～R5

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	福祉へのニーズが増加、多様化するなか、地域福祉を推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域住民との連携を深め、総合的な視野で進めていくことが必要です。
施策	1 地域福祉の意識づくり、環境の整備
取り組み内容	① 高齢者・障がい者に対する理解を深める取り組みの推進 ② 高齢者や障がい者も安心して公共施設が利用できる環境づくり ③ 社会福祉協議会による広報誌「ふれあい」の発行 ④ 社会福祉センター、上更別福祉館の維持管理、改修 ⑤ さらべつ版CCRC構想の推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	地域福祉の推進には、行政だけでなく、住民自身が主体的に進めていくことが必要であり、地域住民相互の支えあいや助け合いの促進が重要です。
施策	2 地域福祉の推進体制の充実
取り組み内容	① 新たな生活支援体制をつくる協議体である「ささえ愛さらべつ」による地域の支え合いの体制づくり ② 民生委員協議会を通じた地域に係る情報交換、民生委員活動の推進 ③ 成年後見制度の周知や利用の促進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 地域の住民同士がお互いに「気にする、気にかける」という見守りや支援活動は、取り組みに対する理解や協力への意識を村全体で醸成させていき、活動の継続につなげる必要があります。 - 民間企業との共助による見守りなどの取り組みを充実させる必要があります。
施策	3 地域福祉を担う人材の育成、住民参加の場づくり
取り組み内容	① 小中学生、高校生を対象としたボランティア体験、講座の開催 ② 社会福祉協議会による行政単位での地域の見守り、助け合いの支援 ③ 認知症サポーターの育成 ④ コミュニティナースの育成

	見直し後
現状	- 本村では、社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体と連携しながら地域福祉の推進体制の充実に努めています。 - 社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域での支え合いの体制づくりを進めています。 - 社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア団体、グループの育成および連絡調整をはじめ、ボランティア活動や地域交流サロン活動への助成、福祉教育・職場研修のお手伝い、サロンの開催などを行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 福祉に関する地域の課題を全住民で共有し、支えあいや助け合いによって解決できるまちづくりをめざします。 - 行政だけでなく、住民との協働や民間企業との連携、住民自らの取り組みにより、住みやすいまちづくりをめざします。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	- 第6期いきいきふれあい計画(更別村障がい福祉計画) R6～R8 - 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 R6～R8

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
施策の背景	福祉へのニーズが増加、多様化するなか、地域福祉を推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域住民との連携を深め、総合的な視野で進めていくことが必要です。
施策	1 地域福祉の意識づくり、環境の整備
取り組み内容	① 高齢者・障がい者に対する理解を深める取り組みの推進 ② 高齢者や障がい者も安心して公共施設が利用できる環境づくり ③ 社会福祉協議会による広報誌「ふれあい」の発行 ④ 社会福祉センター、上更別福祉館の維持管理、改修 削除

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	地域福祉の推進には、行政だけでなく、住民自身が主体的に進めていくことが必要であり、地域住民相互の支えあいや助け合いの促進が重要です。
施策	2 地域福祉の推進体制の充実
取り組み内容	① 新たな生活支援体制をつくる協議体である「ささえ愛さらべつ」による地域の支え合いの体制づくり ② 民生委員協議会を通じた地域に係る情報交換、民生委員活動の推進 ③ 成年後見制度の周知や利用の促進

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	- 地域の住民同士がお互いに「気にする、気にかける」という見守りや支援活動は、取り組みに対する理解や協力への意識を村全体で醸成させていき、活動の継続につなげる必要があります。 - 民間企業との共助による見守りなどの取り組みを充実させる必要があります。
施策	3 地域福祉を担う人材の育成、住民参加の場づくり
取り組み内容	① 小中学生、高校生を対象としたボランティア体験、講座の開催 ② 社会福祉協議会による行政単位での地域の見守り、助け合いの支援 ③ 認知症サポーターの育成 ④ コミュニティナースの育成

	見直し前
現状	65歳以上の高齢者人口は本村でも年々増加しており、人口に占める比率(高齢者比率)は北海道や国の平均よりも上回っています。このようななか、介護を予防するため、運動機能の向上や脳トレなどを行う取り組みや、何らかの心身機能の衰えがある方が要介護等となることを防ぐための取り組み - 本村における65歳以上の高齢者数は、推計では2045年がピークとなっており、比較的后年次となっています。 - 福祉の里総合センターの整備や介護サービスの充実、各種福祉団体の活動支援などを行っています。 - 世代間交流のほか、生涯学習やスポーツ活動への参加、高齢者勤労会による地域活動など、さまざまな場面で高齢者が活動しています。また、村内には老人クラブが5つあり、研修会の開催や参加、交通安全運動等社会奉仕活動などを行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 高齢になっても生きがいを求め、地域の一員としてまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。 - 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防の各分野が互いに連携しながら、支援する体制を構築します。 - 高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりに取り組み、民間企業との共助を促進させた地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築していきます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 R3～R5

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢社会に対応したまちづくりが必要となっています。 - 認知症などの介護予防を進めるためには、各種予防教室への参加など、生活機能の維持・向上について、村全体で取り組む必要があります。
施策	1 高齢期における予防や対策の推進
取り組み内容	① 高齢期における健康寿命の延伸、疾病の予防や対策の推進 ② 一般介護予防教室への参加促進(地域まるごと元気アッププログラム、元気クラブ、スマイル講座、脳の健康教室さらべつ校「大人のまなびや」)

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 介護職場で働く人材の持続的に確保するためには、国の施策とあわせて、介護職員の処遇改善・資質の向上等の支援を図っていく必要があります。 - 働きながら要介護者等を在宅で介護する住民に対して、就労継続や負担軽減の支援が必要です。 - 高齢者の生活を支えるためには、高齢者がそれぞれの暮らしの場で安心して過ごせるよう、ソフト・ハード両面の環境整備が必要です。
施策	2 高齢者の生活を支える体制の充実、サービスの提供
取り組み内容	① 介護人材確保対策の推進 ② 高齢者の生活を支えるサービスの提供 ③ 閉じこもり者のニーズ把握・対応 ④ 小規模多機能型居宅介護を中心とした柔軟なサービスの提供 ⑤ 在宅家族介護者への負担軽減策の充実 ⑥ 高齢者世帯への緊急通報システムの設置(モバイル対応も含む) ⑦ 移送サービスの充実 ⑧ 情報通信技術を活用した見守り体制整備 ⑨ 高齢者福祉施設の計画的な改修 ⑩ シルバーハウジングの運営委託

	見直し後
現状	65歳以上の高齢者人口は本村でも年々増加しており、人口に占める比率(高齢者比率)は国の平均よりも上回っています。このようななか、介護を予防するため、運動機能の向上や脳トレなどを行う取り組みや、何らかの心身機能の衰えがある方が要介護等となることを防ぐための取り組みなどを - 本村における65歳以上の高齢者数は、推計では2045年がピークとなっており、比較的后年次となっています。 - 福祉の里総合センターの整備や介護サービスの充実、各種福祉団体の活動支援などを行っています。 - 世代間交流のほか、生涯学習やスポーツ活動への参加、高齢者勤労会による地域活動など、さまざまな場面で高齢者が活動しています。また、村内には老人クラブが4つあり、研修会の開催や参加、交通安全運動等社会奉仕活動などを行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 高齢になっても生きがいを求め、地域の一員としてまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。 - 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防の各分野が互いに連携しながら、支援する体制を構築します。 - 高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりに取り組み、民間企業との共助を促進させた地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築していきます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 R6～R8

	見直し後				
施策の背景	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td> - 年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢社会に対応したまちづくりが必要となっています。 - 認知症などの介護予防を進めるためには、各種予防教室への参加など、生活機能の維持・向上について、村全体で取り組む必要があります。 </td><td></td></tr></table>	施策の取扱い	継続	- 年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢社会に対応したまちづくりが必要となっています。 - 認知症などの介護予防を進めるためには、各種予防教室への参加など、生活機能の維持・向上について、村全体で取り組む必要があります。	
施策の取扱い	継続				
- 年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢社会に対応したまちづくりが必要となっています。 - 認知症などの介護予防を進めるためには、各種予防教室への参加など、生活機能の維持・向上について、村全体で取り組む必要があります。					
施策	1 高齢期における予防や対策の推進				
取り組み内容	① 高齢期における健康寿命の延伸、疾病の予防や対策の推進 ② 一般介護予防教室への参加促進(地域まるごと元気アッププログラム、元気クラブ、かむかむ教室、脳の健康教室さらべつ校「大人のまなびや」)				

	見直し後				
施策の背景	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td> - 介護職場で働く人材の持続的に確保するためには、国の施策とあわせて、介護職員の処遇改善・資質の向上等の支援を図っていく必要があります。 - 働きながら要介護者等を在宅で介護する住民に対して、就労継続や負担軽減の支援が必要です。 - 高齢者の生活を支えるためには、高齢者がそれぞれの暮らしの場で安心して過ごせるよう、ソフト・ハード両面の環境整備が必要です。 </td><td></td></tr></table>	施策の取扱い	継続	- 介護職場で働く人材の持続的に確保するためには、国の施策とあわせて、介護職員の処遇改善・資質の向上等の支援を図っていく必要があります。 - 働きながら要介護者等を在宅で介護する住民に対して、就労継続や負担軽減の支援が必要です。 - 高齢者の生活を支えるためには、高齢者がそれぞれの暮らしの場で安心して過ごせるよう、ソフト・ハード両面の環境整備が必要です。	
施策の取扱い	継続				
- 介護職場で働く人材の持続的に確保するためには、国の施策とあわせて、介護職員の処遇改善・資質の向上等の支援を図っていく必要があります。 - 働きながら要介護者等を在宅で介護する住民に対して、就労継続や負担軽減の支援が必要です。 - 高齢者の生活を支えるためには、高齢者がそれぞれの暮らしの場で安心して過ごせるよう、ソフト・ハード両面の環境整備が必要です。					
施策	2 高齢者の生活を支える体制の充実、サービスの提供				
取り組み内容	① 介護人材確保対策の推進 ② 高齢者の生活を支えるサービスの提供 ③ 閉じこもり者のニーズ把握・対応 ④ 小規模多機能型居宅介護を中心とした柔軟なサービスの提供 ⑤ 在宅家族介護者への負担軽減策の充実 ⑥ 高齢者世帯への緊急通報システムの設置(モバイル対応も含む) ⑦ 移送サービスの充実 ⑧ 情報通信技術を活用した見守り体制整備 ⑨ 高齢者福祉施設の計画的な改修 ⑩ シルバーハウジングの運営委託				

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるためには、生活支援サービスの担い手と連携しながら、支援体制を充実強化し、一体的に進めていく必要があります。
施策	3 高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進
取り組み内容	① 老人クラブの活動支援 ② 世代間交流の促進 ③ 高齢者勤労会による地域活動の促進 ④ 「ささえ愛さらべつ」協議体を中心とした生活支援体制の構築

見直し後	
施策の取扱い	継続
高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるためには、生活支援サービスの担い手と連携しながら、支援体制を充実強化し、一体的に進めていく必要があります。	
3 高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進	
① 老人クラブの活動支援	
② 世代間交流の促進	
③ 高齢者勤労会による地域活動の促進	
④ 「ささえ愛さらべつ」協議体を中心とした生活支援体制の構築	

章	第3章 心身の健康を支えるまちづくり
---	--------------------

課名	保健福祉・子育て応援
----	------------

項目	5 障がい者福祉
----	----------

	見直し前
現状	- 本村では、健康相談や乳幼児健診時に障害の早期発見に努めているほか、障害に関する相談や情報の提供、また、必要な援護が受けられるよう各種支援制度の情報提供などを行っています。 - 障がい者が村内で働くことができる環境を整備する一環として、平成30年度から民間事業所による障がい者就労支援施設が開設されました。 - 老人保健福祉センター内に障がい者の活動の場となるコミュニティカフェを整備しています。
基本的な考え方、取り組み方針	障害のある人も社会参加しやすく、暮らしやすい環境を整えます。

	見直し後
現状	- 本村では、健康相談や乳幼児健診時に障害の早期発見に努めているほか、障害に関する相談や情報の提供、また、必要な援護が受けられるよう各種支援制度の情報提供などを行っています。 - 障がい者が村内で働くことができる環境を整備する一環として、平成30年度から民間事業所による障がい者就労支援施設が開設されました。 - 老人保健福祉センター内に障がい者の活動の場となるコミュニティカフェを整備しています。 - 障害のある人の住まいの環境を整えるため、令和8年4月より福祉ホームを整備しています。
基本的な考え方、取り組み方針	障害のある人も社会参加しやすく、暮らしやすい環境を整えます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	第5期いきいきふれあい計画（更別村障がい R3～R5 福祉計画）

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	第6期いきいきふれあい計画（更別村障がい R6～R8 福祉計画）

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	近年、子どもの発育や発達に関する相談件数が増えています。障害や支援を要する方を早期に発見するためには、関係機関で情報を共有し体制を整えていく必要があります。
施策	1 障害の早期発見
取り組み内容	① 障害の早期発見に向けた関係機関の連携、情報共有の強化 ② 南十勝子ども発達支援センターの運営支援 ③ 村直営の相談支援事業所による障害福祉サービス利用に関する相談や支援の実施 ④ 十勝障がい者総合相談支援センターとの連携による情報共有、意見交換の実施

	見直し後
施策の背景	近年、子どもの発育や発達に関する相談件数が増えています。障害や支援を要する方を早期に発見するためには、関係機関で情報を共有し体制を整えていく必要があります。
施策	1 障害の早期発見
取り組み内容	① 障害の早期発見に向けた関係機関の連携、情報共有の強化 ② 南十勝子ども発達支援センターの運営支援 ③ 村直営の相談支援事業所による障害福祉サービス利用に関する相談や支援の実施 ④ 十勝障がい者総合相談支援センター等関係機関との連携による情報共有、意見交換の実施

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 障がい者向け施設の整備については、今後の需要動向を踏まえ検討を進める必要があります。 - 障がい者が地域で自立した生活を営むためには、就労環境の整備や支援体制の充実が必要です。
施策	2 障がい者支援施策及び障がい者福祉施設の整備の推進
取り組み内容	① 障がい者・児の生涯を考えた施策や施設整備の検討、推進 ② 民間の障がい者就労支援施設の安定的な運営に向けた助言等の支援 ③ 保健医療・介護・福祉サービスを切れ目なく提供し、高齢者や障がい者等がコミュニティで共生できる地域包括ケアシステムの構築、推進

	見直し後
施策の背景	- 民間活用による障がい者就労支援事業所が整備されたことから、地域サービスの継続した安定化に努める必要があります。 - 障がい者が地域で自立した生活を営むためには、村内企業等による就労受入れ体制の整備や支援体制の充実が必要
施策	2 障がい者支援施策及び障がい者福祉施設の整備の推進
取り組み内容	① 障がい者・児の生涯を考えた施策や施設整備の検討、推進 ② 民間の障がい者就労支援施設の安定的な運営に向けた助言等の支援 ③ 保健医療・介護・福祉サービスを切れ目なく提供し、高齢者や障がい者等がコミュニティで共生できる地域包括ケアシステムの構築、推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	障がい者が日常生活を送るうえでの支援は、個々の状況によってニーズが異なるため、きめ細かい対応に努める必要があります。
施策	3 障がい者の生活を支えるサービスの提供
取り組み内容	① 障がい者の社会参加を促進する日中活動支援事業の実施 ② 障がい者の個別事情に応じた関係機関との連携

	見直し後
施策の背景	障がい者が日常生活を送るうえでの支援は、個々の状況によってニーズが異なるため、きめ細かい対応に努める必要があります。
施策	3 障がい者の生活を支えるサービスの提供
取り組み内容	① 障がい者の社会参加を促進する日中活動支援事業の実施 ② 障がい者の個別事情に応じた関係機関との連携

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	障がい者の社会参加を進めるためには、近隣市町村や関係機関との連携により、就労支援施設の利用を高める必要があります。
施策	4 障がい者の生きがいづくり、社会参加の促進
取り組み内容	① 障がい者就労支援施設の利用促進 ② 障がい者への交通費の助成 ③ コミュニティカフェでの障がい者活動支援

見直し後	
施策の取扱い	継続
障がい者の社会参加を進めるためには、近隣市町村や関係機関との連携により、就労支援施設の利用を高める必要があります。	
4 障がい者の生きがいづくり、社会参加の促進	
① 障がい者就労支援施設の利用促進	
② 障がい者への交通費の助成	
③ コミュニティカフェでの障がい者活動支援	

章	第3章 心身の健康を支えるまちづくり
---	--------------------

課名	住民生活・保健福祉
----	-----------

項目	6 社会保障
----	--------

	見直し前
現状	- 低所得者への支援については、十勝保健福祉事務所の指導のもと、民生委員、ケースワーカーと連携し、自立支援や指導相談を行っています。 - 国民健康保険の運用については、特定健診受診率向上のための取り組みなどにより医療費抑制を図ってきた結果、一人あたりの医療費は道内でも最低水準となっています。 - 国民年金については、世代間扶養のしくみによって老後の生活を支えあう大切な制度であるが、適用漏れや未納者が社会的に増加傾向にあるため、広報誌等を活用しながら制度の周知に努めている。
基本的な考え方、取り組み方針	住民が生涯にわたり安心して暮らせるように、保険・年金事業の健全運営の推進に努めます。

	見直し後
現状	- 低所得者への支援については、十勝保健福祉事務所の指導のもと、民生委員、ケースワーカーと連携し、自立支援や指導相談を行っています。 - 国民健康保険の運用については、特定健診受診率向上のための取り組みなどにより医療費抑制を図ってきた結果、一人あたりの医療費は道内でも最低水準となっています。 - 国民年金については、世代間扶養のしくみによって老後の生活を支えあう大切な制度であるが、適用漏れや未納者が社会的に増加傾向にあるため、広報誌等を活用しながら制度の周知に努めている。
基本的な考え方、取り組み方針	住民が生涯にわたり安心して暮らせるように、保険・年金事業の健全運営の推進に努めます。

	見直し前						
関連する個別計画、ビジョンなど	<table> <tr> <td>第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</td><td>R3～R5</td></tr> <tr> <td>第3期特定健康診査等実施計画</td><td>H30～R5</td></tr> <tr> <td>国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）</td><td>H30～R5</td></tr> </table>	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	R3～R5	第3期特定健康診査等実施計画	H30～R5	国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）	H30～R5
第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	R3～R5						
第3期特定健康診査等実施計画	H30～R5						
国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）	H30～R5						

	見直し後						
関連する個別計画、ビジョンなど	<table> <tr> <td>第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</td><td>R6～R8</td></tr> <tr> <td>第4期特定健康診査等実施計画</td><td>R6～R11</td></tr> <tr> <td>国民健康保険第3期データヘルス計画</td><td>R6～R11</td></tr> </table>	第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	R6～R8	第4期特定健康診査等実施計画	R6～R11	国民健康保険第3期データヘルス計画	R6～R11
第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	R6～R8						
第4期特定健康診査等実施計画	R6～R11						
国民健康保険第3期データヘルス計画	R6～R11						

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	低所得者等、生活困窮者の支援については、今後生活困窮に関する相談が増加することが想定されることから、本村においても適切な対応が必要です。
施策	1 低所得者への支援
取り組み内容	- とち生活あんしんセンターで開催される相談会の紹介 - 生活保護制度の円滑な運用（民生委員、ケースワーカーとの情報共有） - 低所得世帯向けの福祉灯油の給付 - 社会福祉協議会による生活福祉資金の活用

	見直し後				
施策の背景	<table> <tr> <th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr> <tr> <td>低所得者等、生活困窮者の支援については、今後生活困窮に関する相談が増加することが想定されることから、本村においても適切な対応が必要です。</td><td></td></tr> </table>	施策の取扱い	継続	低所得者等、生活困窮者の支援については、今後生活困窮に関する相談が増加することが想定されることから、本村においても適切な対応が必要です。	
施策の取扱い	継続				
低所得者等、生活困窮者の支援については、今後生活困窮に関する相談が増加することが想定されることから、本村においても適切な対応が必要です。					
施策	1 低所得者への支援				
取り組み内容	- とち生活あんしんセンターで開催される相談会の紹介 - 生活保護制度の円滑な運用（民生委員、ケースワーカーとの情報共有） - 低所得世帯向けの福祉灯油の給付 - 社会福祉協議会による生活福祉資金の活用				

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	国民健康保険、後期高齢者医療事業については、被保険者への制度の周知を推進するとともに、国民健康保険は制度の主体が北海道に移行されましたが、被保険者の健康増進や医療費の抑制に向けた取り組みを引き続き担っていくことが必要です。
施策	2 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業の推進
取り組み内容	- 国民健康保険制度、後期高齢者医療事業制度の広報等による周知 - 医療費適正化対策の推進（ジェネリック医薬品の普及促進、医療費通知等） 「データヘルス計画」に基づく健康づくり事業の実施 「ヘルスアップ事業」に基づく医療分析と介護予防の対策の実施

	見直し後				
施策の背景	<table> <tr> <th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr> <tr> <td>国民健康保険、後期高齢者医療事業については、被保険者への制度の周知を推進するとともに、国民健康保険は制度の主体が北海道に移行されましたが、被保険者の健康増進や医療費の抑制に向けた取り組みを引き続き担っていくことが必要です。</td><td></td></tr> </table>	施策の取扱い	継続	国民健康保険、後期高齢者医療事業については、被保険者への制度の周知を推進するとともに、国民健康保険は制度の主体が北海道に移行されましたが、被保険者の健康増進や医療費の抑制に向けた取り組みを引き続き担っていくことが必要です。	
施策の取扱い	継続				
国民健康保険、後期高齢者医療事業については、被保険者への制度の周知を推進するとともに、国民健康保険は制度の主体が北海道に移行されましたが、被保険者の健康増進や医療費の抑制に向けた取り組みを引き続き担っていくことが必要です。					
施策	2 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業の推進				
取り組み内容	- 国民健康保険制度、後期高齢者医療事業制度の広報等による周知 - 医療費適正化対策の推進（ジェネリック医薬品の普及促進、医療費通知等） 「データヘルス計画」に基づく健康づくり事業の実施 「ヘルスアップ事業」に基づく医療分析と介護予防の対策の実施				

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	自宅等の住み慣れた場所で、自分らしい生活が続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に提供できるしくみの構築が必要です。
施策	3 介護保険事業の推進
取り組み	① 介護保険地域支援事業の充実

	見直し後				
施策の背景	<table> <tr> <th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr> <tr> <td>自宅等の住み慣れた場所で、自分らしい生活が続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に提供できるしくみの構築が必要です。</td><td></td></tr> </table>	施策の取扱い	継続	自宅等の住み慣れた場所で、自分らしい生活が続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に提供できるしくみの構築が必要です。	
施策の取扱い	継続				
自宅等の住み慣れた場所で、自分らしい生活が続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に提供できるしくみの構築が必要です。					
施策	3 介護保険事業の推進				
取り組み	① 介護保険地域支援事業の充実				

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	法改正に伴う受給資格年齢の変更など、国民年金制度の理解が進むよう情報の周知が必要である。
施策	4 国民年金事業の推進
取り組み内容	① 国民年金制度の周知 ② 窓口等相談体制の充実 ③ 各種申請のデジタル化 ④ 国民年金適用者の把握と加入の促進

見直し後	
施策の取扱い	継続
法改正に伴う受給資格年齢の変更など、国民年金制度の理解が進むよう情報の周知が必要である。	
4 国民年金事業の推進	
① 国民年金制度の周知	
② 窓口等相談体制の充実	
③ デジタル化された各種申請の活用促進	
④ 国民年金適用者の把握と加入の促進	

	見直し前
現状	- 本村は、地震や台風などの自然災害が比較的少ない地域ですが、近年の異常気象等による浸水害などが増加傾向にあります。 - 各種災害や有事の際への対応については、各種災害への総合的な対応を定めた「地域防災計画」を策定し、随時見直しを行っているほか、武力攻撃事態等に国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため「国民保護計画」を策定しています。 - 災害時や緊急時の連絡手段として重要な役割を担う防災行政無線は、平成28年にデジタル化されました。 - 災害時に避難所で使用する資機材を保管するために、令和2年に防災倉庫を建設しました。
基本的な考え方、取り組み方針	- 山林や河川の整備により、自然災害を未然に防ぎます。 - 住民の防災意識、危機管理意識を高めるとともに、災害や非常事態などに対する備えを充実させます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	- 地域防災計画 (随時見直し) - 国民保護計画 (随時見直し) - 災害時避難行動要支援者避難支援計画(全体計画) (随時見直し)

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	災害を未然に防ぐためには、山林や河川を適切に管理・整備しておく必要があります。
施策	1 災害の予防
取り組み内容	① 保安林の整備 ② 1級河川サツチャルベツ川、猿別川、サラベツ川の改修要請

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	異常気象等による自然災害は、年々増加しており、日頃から防災に対する意識を高め、対応策を強化しておくことが重要です。
施策	2 防災(危機管理)体制の充実
取り組み内容	① 「地域防災計画」の適宜見直し ② 「災害時避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づいた個別計画の策定

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	防災に対する意識の向上や知識の普及は、自然災害による被害を最小限にするために重要であり、住民に十分周知することが必要です。
施策	3 防災に対する意識の向上、知識の普及
取り組み内容	① 広報紙、ホームページ等を通じた防災や危機管理に対する意識啓発 ② 防災行政無線、防災メールによる防災、災害に関する情報の周知

	見直し後
現状	- 本村は、地震や台風などの自然災害が比較的少ない地域ですが、近年の異常気象等による浸水害などが増加傾向にあります。 - 各種災害や有事の際への対応については、各種災害への総合的な対応を定めた「地域防災計画」を策定し、随時見直しを行っているほか、武力攻撃事態等に国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため「国民保護計画」を策定しています。 - 災害時や緊急時の連絡手段として重要な役割を担う防災行政無線は、平成28年にデジタル化と戸別受信器を更新しました。また、防災さらべつメールの導入により、即時の情報周知に努めています。 - 災害時に避難所で使用する資機材を保管するために、令和2年に防災倉庫を建設しました。
基本的な考え方、取り組み方針	- 山林や河川の整備により、自然災害を未然に防ぎます。 - 住民の防災意識、危機管理意識を高めるとともに、災害や非常事態などに対する備えを充実させます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	- 地域防災計画 (随時見直し) - 国民保護計画 (随時見直し) - 災害時避難行動要支援者避難支援計画(全体計画) (随時見直し)

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	災害を未然に防ぐためには、山林や河川を適切に管理・整備しておく必要があります。
施策	1 災害の予防
取り組み内容	① 保安林の整備 ② 1級河川サツチャルベツ川、猿別川、サラベツ川の改修要請

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
施策の背景	異常気象等による自然災害は、年々増加しており、日頃から防災に対する意識を高め、対応策を強化しておくことが重要です。
施策	2 防災(危機管理)体制の充実
取り組み内容	① 「地域防災計画」の適宜見直し ② 「災害時避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づいた個別避難計画の策定

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
施策の背景	防災に対する意識の向上や知識の普及は、自然災害による被害を最小限にするために重要であり、後発地震への注意を促すことを含め、住民に十分周知することが必要です。
施策	3 防災に対する意識の向上、知識の普及
取り組み内容	① 広報紙、ホームページ等を通じた防災や危機管理に対する意識啓発 ② 防災行政無線、防災メールによる防災、災害に関する情報の周知

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	防災への意識を高めながら、防災訓練の実施や自主防災組織の設置などを進めていく必要があります。
施策	4 災害に関する活動、訓練の実施
取り組み内容	① 自主防災組織の設置促進 ② 総合防災訓練、通信訓練、避難訓練等各種訓練の実施 ③ 防災講習会等における関係機関との連携

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	災害時の避難体制は、避難の長期化を想定するとともに、性別や世代によって異なる支援ニーズに対応できるよう、整備する必要があります。
施策	5 災害時の避難体制の充実
取り組み内容	① 避難所の整備、適正な管理 ② 大規模な災害や避難の長期化にも対応可能な資機材、災害時物品、食料等の購入、備蓄

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	武力攻撃事態等が発生した際は、「国民保護計画」に基づき国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があります。
施策	6 武力攻撃事態等への対処
取り組み内容	① 広報紙、ホームページによる武力攻撃事態等に対する意識 ② Jアラート(全国瞬時警報システム)など国民保護措置に関する情報の周知 ③ 「国民保護計画」に基づいた体制・機器の整備、研修・訓練の実施

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
防災への意識を高めながら、防災訓練の実施や自主防災組織の設置などを進めていく必要があります。	
4 災害に関する活動、訓練の実施	
① 自主防災組織の設置促進	
② 総合防災訓練、通信訓練、避難訓練等各種訓練の実施	
③ 一日防災学校や防災講習会等における関係機関との連携	

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
災害時の避難体制は、避難の長期化を想定するとともに、性別や世代、ペットの避難等の異なる支援ニーズに対応できるよう、整備する必要があります。	
5 災害時の避難体制の充実	
① 避難所の整備、適正な管理	
② 大規模な災害や避難の長期化にも対応可能な資機材、災害時物品、食料等の購入、備蓄	

	見直し後
施策の取扱い	継続
武力攻撃事態等が発生した際は、「国民保護計画」に基づき国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があります。	
6 武力攻撃事態等への対処	
① 広報紙、ホームページによる武力攻撃事態等に対する意識	
② Jアラート(全国瞬時警報システム)など国民保護措置に関する情報の周知	
③ 「国民保護計画」に基づいた体制・機器の整備、研修・訓練の実施	

	見直し前
現状	・ 村内には更別消防署があり、常備消防の体制を整えています。 ・ 平成28年4月1日に「とかち広域消防事務組合」が発足し、十勝19市町村の常備消防が広域化され、消防本部の統合、消防無線のデジタル化、119番通報の一元化、出動区域の見直しが行われました。 ・ 消防団については、現在64人の団員が活動しています。広域化により、消防団は本村に承継され、消防団事務は消防職員を本村職員として併任しています。 ・ 救命率の向上を図るため、平成29年度に高規格救急車を更新しました。 ・ 救急体制については、救急救命士の養成や高規格救急車の導入などにより順次強化に努めています。 ・ 住民に対しては、講習会の開催などを通して、小中学校や高校生も含め初期の救命処置や応急処置の普及を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 複雑多様化する災害に対応できる専門的知識と技術を持つ人材を育成します。 ・ 住民の生活や命を守るため、医療福祉に寄与できる消防体制の整備に努めます。

	見直し前	
関連する個別計画、ビジョンなど	・ 地域防災計画	(随時見直し)

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 消防体制は、必要な人員を確保するとともに職員の資質向上に努めていくことが必要です。
施策	1 常備消防の充実
取り組み内容	① 広域体制統一に向けた人員確保 ② 消防職員の資質向上 ③ 業務内容に見合った人事評価制度の導入

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 消防団員数は、若年層の加入推進などにより維持に努めていますが、市街地など確保が難しい地域もあり、今後も団員の確保に努める必要があります。
施策	2 非常備消防の確保
取り組み内容	① 消防団員の確保 ② 消防団員の資質と技術の向上 ③ 団員の健康管理の増進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 安全かつ迅速な消防活動のためには、関連設備等を計画的に更新し、消防力を強化することが必要です。
施策	3 消防施設・設備の充実
取り組み内容	① 消火栓等の更新および増設 ② 水槽付消防ポンプ自動車等の更新、消防団装備品の充実 ③ 消防団詰め所の改修 ④ 消防庁舎の適正管理

	見直し後
現状	・ 村内には更別消防署があり、常備消防の体制を整えています。 ・ 平成28年4月1日に「とかち広域消防事務組合」が発足し、十勝19市町村の常備消防が広域化され、消防本部の統合、消防無線のデジタル化、119番通報の一元化、出動区域の見直しが行われました。 ・ 消防団については、現在60人の団員が活動しています。広域化により、消防団は本村に承継され、消防団事務は消防職員を本村職員として併任しています。 ・ 救命率の向上を図るため、平成29年度に高規格救急車を更新しました。 ・ 救急体制については、救急救命士の養成や高規格救急車の導入などにより順次強化に努めています。 ・ 住民に対しては、講習会の開催などを通して、小中学校や高校生も含め初期の救命処置や応急処置の普及を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 複雑多様化する災害に対応できる専門的知識と技術を持つ人材を育成します。 ・ 住民の生活や命を守るため、医療福祉に寄与できる消防体制の整備に努めます。

	見直し後	
・ 地域防災計画		(随時見直し)

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
・ 消防体制は、必要な人員を確保するとともに職員の資質向上に努めていくことが必要です。	
1 常備消防の充実	
① 広域体制統一に向けた人員確保	
② 消防職員の資質向上	
③ 業務内容に見合った人事評価制度の 実施	

	見直し後
施策の取扱い	継続
・ 消防団員数は、若年層の加入推進などにより維持に努めていますが、市街地など確保が難しい地域もあり、今後も団員の確保に努める必要があります。	
2 非常備消防の確保	
① 消防団員の確保	
② 消防団員の資質と技術の向上	
③ 団員の健康管理の増進	

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
・ 安全かつ迅速な消防活動のためには、関連設備等を計画的に更新し、消防力を強化することが必要です。	
3 消防施設・設備の充実	
① 消火栓等の更新および増設	
② 水槽付消防ポンプ自動車等の更新、消防団装備品の充実	
③ 消防団詰め所の 改築	
④ 消防庁舎の適正管理	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 防火意識の醸成には、日ごろから火の管理に対する意識が高まるよう、啓発活動の継続が重要です。 - 住宅火災を予防するためには、住宅用火災警報器の設置率をさらに高め、適切な管理を促進することが必要です。
施策	4 火災予防の意識啓発
取り組み内容	① 福祉関係施設などの防火査察の実施 ② 危険物取扱事業所など立入検査の実施 ③ 事業所などの自主防火管理体制の確立に向けた指導 ④ 住宅用火災警報器の設置・保守管理の指導 ⑤ 自主防災組織の設置促進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	救急・救助体制を強化するためには、職員の資格取得や研修派遣により高度救命体制を維持するとともに、住民にもAEDの利用法など救急に関わる実践的な知識や技術を普及させることが必要です。
施策	5 救急・救助体制の強化
取り組み内容	① 救急高度化に伴う救急救命士の追加講習等の教育 ② 救急技術の向上 ③ 救急講習の開催など救命に関する知識や技術の普及

見直し後	
施策の取扱い	見直し変更
- 防火意識の醸成には、日ごろから火の管理に対する意識が高まるよう、啓発活動の継続が重要です。 - 住宅火災を予防するためには、住宅用火災警報器の設置率をさらに高め適切な管理及び電気火災予防のため感震ブレーカーの設置を促進する。	
4 火災予防の意識啓発	
① 福祉関係施設などの防火査察の実施	
② 危険物取扱事業所など立入検査の実施	
③ 事業所などの自主防火管理体制の確立に向けた指導	
④ 住宅用火災警報器の設置・保守管理及び感震ブレーカー設置促進指導	
⑤ 自主防災組織の設置促進	

見直し後	
施策の取扱い	見直し変更
救急・救助体制を強化するためには、職員の資格取得や研修派遣により高度救命体制を維持するとともに、住民にもAEDの利用法など救急に関わる実践的な知識や技術を普及させることが必要です。	
5 救急・救助体制の強化	
① 救急高度化に伴う救急救命士の教育	
② 救急技術の向上	
③ 救急講習の開催など救命に関する知識や技術の普及	

	見直し前
現状	- 交通安全・防犯については、警察や生活安全推進協議会などと連携し、活動を行っています。 - 本村では、日ごろから交通安全施設の整備要請や交通安全活動による意識啓発など、交通事故の未然防止に努めています。 - 消費生活に関する相談やトラブルに応じるため、消費生活相談室を開設しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 交通事故を防止する環境整備と意識の高揚に努め、住民を交通事故から守ります。 - 防犯意識の高揚と防犯活動への参加を呼びかけ、住民を犯罪から守ります。 - 悪質商法や特殊詐欺などから住民を守るため、迅速な対応や情報提供を行い、被害の未然防止や救済に努めます。

	見直し前								
関連する個別計画、ビジョンなど	<table border="1"> <tr> <td>交通安全計画</td><td>R2～R7</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	交通安全計画	R2～R7						
交通安全計画	R2～R7								

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	交通安全施設は、危険箇所を定期的に点検するとともに、改修の必要な場所は道路管理者へ報告し改善を求めていくことが必要です。
施策	1 交通安全施設の整備
取り組み内容	① 村内巡回による交通安全施設の設置が必要な個所の情報収集 ② 国、道、学校など関係機関の参加による通学路合同点検の実施 ③ 交通規制標識の設置、交換の要望 ④ 高規格道路の降り口、上り口の横断歩道設置の要望 ⑤ 高規格道路側道における規制標識設置の要望 ⑥ 安全施設の整備 ⑦ 村生活安全推進協議会による交差点標識等への注意喚起看板の設置、取換

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	高齢者が交通事故の被害者・加害者双方になるケースが全国的に増えていることから、本村でも高齢者に対する交通安全意識を高めていくことが必要です。
施策	2 交通安全意識の向上
取り組み内容	① 交通安全活動の促進(季節に応じた活動の実施) ② 交通安全に対する意識の啓発 ③ 幼稚園、小学校、末広学級での交通安全教室等の実施 ④ 高齢者を対象とした運転講習の実施

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	防犯については、犯罪に巻き込まれる年代が子供から高齢者まで幅広くになっていることから、住民や関係機関との連携を深め、犯罪に巻き込まれないための意識づくりを進めていくことが必要です。
施策	3 防犯意識の向上、防犯活動の推進
取り組み内容	① 街路灯等の点検、改修、整備 ② 駐在所との連携による、幼稚園や小中学校での防犯教室の開催 ③ 不審者情報の提供(学校連絡システムの活用) ④ 全国地域安全運動にあわせた啓発活動の実施 ⑤ 青少年非行防止活動の推進 ⑥ 生活指導連絡協議会、保護司会と連携した防犯巡回の実施 ⑦ 子ども110番への参加促進 ⑧ 高齢者を狙う特殊詐欺などへの防犯対策の推進

	見直し後
現状	- 交通安全・防犯については、警察や生活安全推進協議会などと連携し、活動を行っています。 - 本村では、日ごろから交通安全施設の整備要請や交通安全活動による意識啓発など、交通事故の未然防止に努めています。 - 消費生活に関する相談やトラブルに応じるため、消費生活相談室を開設しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 交通事故を防止する環境整備と意識の高揚に努め、住民を交通事故から守ります。 - 防犯意識の高揚と防犯活動への参加を呼びかけ、住民を犯罪から守ります。 - 悪質商法や特殊詐欺などから住民を守るため、迅速な対応や情報提供を行い、被害の未然防止や救済に努めます。

	見直し後								
関連する個別計画、ビジョンなど	<table border="1"> <tr> <td>交通安全計画</td><td>R8～R12</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	交通安全計画	R8～R12						
交通安全計画	R8～R12								

	見直し後				
	<table border="1"> <tr> <th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr> <tr> <td> 交通安全施設は、危険箇所を定期的に点検するとともに、改修の必要な場所は道路管理者へ報告し改善を求めていくことが必要です。 </td><td></td></tr> </table>	施策の取扱い	継続	交通安全施設は、危険箇所を定期的に点検するとともに、改修の必要な場所は道路管理者へ報告し改善を求めていくことが必要です。	
施策の取扱い	継続				
交通安全施設は、危険箇所を定期的に点検するとともに、改修の必要な場所は道路管理者へ報告し改善を求めていくことが必要です。					
施策	1 交通安全施設の整備				
取り組み内容	① 村内巡回による交通安全施設の設置が必要な個所の情報収集 ② 国、道、学校など関係機関の参加による通学路合同点検の実施 ③ 交通規制標識の設置、交換の要望 ④ 高規格道路の降り口、上り口の横断歩道設置の要望 ⑤ 高規格道路側道における規制標識設置の要望 ⑥ 安全施設の整備 ⑦ 村生活安全推進協議会による交差点標識等への注意喚起看板の設置、取換				

	見直し後				
	<table border="1"> <tr> <th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr> <tr> <td> 高齢者が交通事故の被害者・加害者双方になるケースが全国的に増えていることから、本村でも高齢者に対する交通安全意識を高めていくことが必要です。 </td><td></td></tr> </table>	施策の取扱い	継続	高齢者が交通事故の被害者・加害者双方になるケースが全国的に増えていることから、本村でも高齢者に対する交通安全意識を高めていくことが必要です。	
施策の取扱い	継続				
高齢者が交通事故の被害者・加害者双方になるケースが全国的に増えていることから、本村でも高齢者に対する交通安全意識を高めていくことが必要です。					
施策	2 交通安全意識の向上				
取り組み内容	① 交通安全活動の促進(季節に応じた活動の実施) ② 交通安全に対する意識の啓発 ③ 幼稚園、小学校、末広学級での交通安全教室等の実施 ④ 高齢者を対象とした運転講習の実施				

	見直し後				
	<table border="1"> <tr> <th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr> <tr> <td> 防犯については、犯罪に巻き込まれる年代が子供から高齢者まで幅広くになっていることから、住民や関係機関との連携を深め、犯罪に巻き込まれないための意識づくりを進めていくことが必要です。 </td><td></td></tr> </table>	施策の取扱い	継続	防犯については、犯罪に巻き込まれる年代が子供から高齢者まで幅広くになっていることから、住民や関係機関との連携を深め、犯罪に巻き込まれないための意識づくりを進めていくことが必要です。	
施策の取扱い	継続				
防犯については、犯罪に巻き込まれる年代が子供から高齢者まで幅広くになっていることから、住民や関係機関との連携を深め、犯罪に巻き込まれないための意識づくりを進めていくことが必要です。					
施策	3 防犯意識の向上、防犯活動の推進				
取り組み内容	① 街路灯等の点検、改修、整備 ② 駐在所との連携による、幼稚園や小中学校での防犯教室の開催 ③ 不審者情報の提供(学校連絡システムの活用) ④ 全国地域安全運動にあわせた啓発活動の実施 ⑤ 青少年非行防止活動の推進 ⑥ 生活指導連絡協議会、保護司会と連携した防犯巡回の実施 ⑦ 子ども110番への参加促進 ⑧ 高齢者を狙う特殊詐欺などへの防犯対策の推進				

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	消費者を保護するためには、正しい知識と情報提供に努める必要があります。
施策	4 消費者の保護
取り組み内容	① 消費生活相談室の開設 ② 悪質商法や特殊詐欺などから身を守るための迅速な情報提供、意識啓発 ③ 商品の安全性や健康、環境に与える影響などに関する正しい情報の周知

見直し後	
施策の取扱い	継続
消費者を保護するためには、正しい知識と情報提供に努める必要があります。	
4 消費者の保護	
① 消費生活相談室の開設	
② 悪質商法や特殊詐欺などから身を守るための迅速な情報提供、意識啓発	
③ 商品の安全性や健康、環境に与える影響などに関する正しい情報の周知	

章	第4章 環境を守り安心して生活できるまちづくり
---	-------------------------

課名	企画・産業・住民生活
----	------------

項目	4 自然や景観の保全、環境美化
----	-----------------

	見直し前
現状	・ 村内には、山林や原野といった緑豊かな空間や、サツチャルベツ川や猿別川、イタラタキ川といった河川があり、本村の貴重な自然環境を形成し、美しい景観をつくっています。 ・ 住民参加による植樹祭の実施により、緑化意識の醸成向上を図るとともに緑を増やす取り組みを進めています。 ・ 環境美化については、クリーン作戦を村と環境美化推進協議会の共催により毎年実施しているほか、清掃活動や花壇整備などを行っています。 ・ 不法投棄については、定期的に巡回し、発見後持ち主が判明した場合は、警察と連携し指導を実施しています。 ・ 公害については、現在深刻な状況は見られませんが、大気汚染、水質汚濁、騒音などの発生が考えられます。今後も監視や施設設備の改善指導などを進め、公害発生を未然に防いでいく必要があります。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 本村の自然や景観を守り育てる意識を村全体で高め、自然環境の保護や保全に取り組みます。 ・ 環境美化に関する取り組みが村内各地域に広がるよう、意識の向上や活動を促します。 ・ 公害の発生を未然に防止するよう努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 自然環境を保護するためには、自然を大切にする意識づくりや保護に向けた取り組みを継続していく必要があります。
施策	1 自然環境の保全、保護
取り組み内容	① 自然保護地区の保全 ② 開村記念植樹祭の実施

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 村内に広がる農村風景は、更別を代表する風景であり、自然環境と同様に、村全体で守り育てていく必要があります。 ・ 生活に身近な市街地においても、景観に配慮した環境づくりが必要です。
施策	2 景観の保全、向上
取り組み内容	① 景観保全に向けた意識啓発 ② 自然環境や景観に配慮した土地利用の推進 ③ 廃屋や看板等の撤去の促進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 環境美化を進めるためには、不法投棄や道路沿いのポイ捨てもみられることから、啓発看板の設置などに防止活動に取り組んでいく必要があります。
施策	3 環境美化の推進
取り組み内容	① クリーン作戦の実施、参加促進 ② 不法投棄防止への意識啓発 ③ 定期的な巡回、警察と連携した持ち主判明時の指導の実施

	見直し後
現状	・ 村内には、山林や原野といった緑豊かな空間や、サツチャルベツ川や猿別川、イタラタキ川といった河川があり、本村の貴重な自然環境を形成し、美しい景観をつくっています。 ・ 住民参加による植樹祭の実施により、緑化意識の醸成向上を図るとともに緑を増やす取り組みを進めています。 ・ 環境美化については、クリーン作戦を村と環境美化推進協議会の共催により毎年実施しているほか、清掃活動や花壇整備などを行っています。 ・ 不法投棄については、定期的に巡回し、発見後持ち主が判明した場合は、警察と連携し指導を実施しています。 ・ 公害については、現在深刻な状況は見られませんが、大気汚染、水質汚濁、騒音などの発生が考えられます。今後も監視や施設設備の改善指導などを進め、公害発生を未然に防いでいく必要があります。 ・ 空家等の件数は年々増加傾向にあり、その中でも適正に管理されていない空家等が生活環境に影響を及ぼすため、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 本村の自然や景観を守り育てる意識を村全体で高め、自然環境の保護や保全に取り組みます。 ・ 環境美化に関する取り組みが村内各地域に広がるよう、意識の向上や活動を促します。 ・ 公害の発生を未然に防止するよう努めます。 ・ 空き家の適切な管理や利活用等の啓発活動に取り組みます。

	見直し後
・ 更別村空家等対策計画	R8～R12

	見直し後
施策の取扱い	継続
・ 自然環境を保護するためには、自然を大切にする意識づくりや保護に向けた取り組みを継続していく必要があります。	
1 自然環境の保全、保護	
① 自然保護地区の保全	
② 開村記念植樹祭の実施	

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
・ 村内に広がる農村風景は、更別を代表する風景であり、自然環境と同様に、村全体で守り育てていく必要があります。	
・ 生活に身近な市街地においても、景観に配慮した環境づくりが必要です。	
2 景観の保全、向上	
① 景観保全に向けた意識啓発	
② 自然環境や景観に配慮した土地利用の推進	
③ 廃屋や看板等の撤去の促進	
④ 空き家の適切な管理や利活用等の啓発推進	
⑤ 特定空家等の認定や措置の対応	

	見直し後
施策の取扱い	継続
・ 環境美化を進めるためには、不法投棄や道路沿いのポイ捨てもみられることから、啓発看板の設置などに防止活動に取り組んでいく必要があります。	
3 環境美化の推進	
① クリーン作戦の実施、参加促進	
② 不法投棄防止への意識啓発	
③ 定期的な巡回、警察と連携した持ち主判明時の指導の実施	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 大気汚染や水質汚濁などの公害や環境破壊が発生しないよう、未然に防ぐ取り組みが必要です。
施策	4 公害発生抑制
取り組み内容	① 「北海道公害防止条例」など各種規制の周知
	② 公害監視のための巡回、必要な事業所への指導の実施
	③ ペットの飼育マナーに対する意識啓発

見直し後	
施策の取扱い	継続
・ 大気汚染や水質汚濁などの公害や環境破壊が発生しないよう、未然に防ぐ取り組みが必要です。	
4 公害発生抑制	
① 「北海道公害防止条例」など各種規制の周知	
② 公害監視のための巡回、必要な事業所への指導の実施	
③ ペットの飼育マナーに対する意識啓発	

	見直し前
現状	- 本村では、燃やせるごみの焼却と、燃やせないごみ、大型ごみ、金属ごみの最終処分を、十勝圏複合事務組合が運営する処分場で共同処理を行っています。 - ごみの減量化・資源化を推進するため、リサイクルセンターで資源ごみの分別と受け入れを行っています。委託業者による定期的な回収を行うとともに、ごみの分別に対する理解を高めるため、住民の自主的な搬入を推進しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 利用者、収集者双方にとって効率的で衛生的なごみの収集に努めます。 - 資源回収やリサイクルに対する理解を促し、ごみの減量化をめざします。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	分別収集計画 R2～R6

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	ごみの増加や多様化にともない、効率性や環境負荷に配慮したごみの収集、処理が求められています。
施策	1 ごみの収集、処理
取り組み内容	① 適正なごみ収集の推進 ② ゴミステーションの維持管理 ③ 関係自治体との協力による処理施設の適正管理

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	ごみの減量化を進めるためには、住民の理解と協力を得ながらリサイクルに対する関心が高まるよう、意識啓発等の取り組みを進める必要があります。
施策	2 ごみの減量化、リサイクルの促進
取り組み内容	① ごみの分別や減量化に対する意識啓発 ② リサイクルセンターで受け入れ可能な資源ごみ、生ごみの周知 ③ リサイクルセンターの適正な維持管理 ④ コンポストの普及促進

	見直し後
現状	- 本村では、燃やせるごみの焼却と、燃やせないごみ、大型ごみ、金属ごみの最終処分を、十勝圏複合事務組合が運営する処分場で共同処理を行っています。 - ごみの減量化・資源化を推進するため、リサイクルセンターで資源ごみの分別と受け入れを行っています。委託業者による定期的な回収を行うとともに、ごみの分別に対する理解を高めるため、住民の自主的な搬入を推進しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 利用者、収集者双方にとって効率的で衛生的なごみの収集に努めます。 - 資源回収やリサイクルに対する理解を促し、ごみの減量化をめざします。

	見直し後
関連する個別計画	分別収集計画 R8～R12

	見直し後
施策の背景	ごみの増加や多様化にともない、効率性や環境負荷に配慮したごみの収集、処理が求められています。
施策	1 ごみの収集、処理
取り組み内容	① 適正なごみ収集の推進 ② ゴミステーションの維持管理 ③ 関係自治体との協力による処理施設の適正管理

	見直し後
施策の背景	ごみの減量化を進めるためには、住民の理解と協力を得ながらリサイクルに対する関心が高まるよう、意識啓発等の取り組みを進める必要があります。
施策	2 ごみの減量化、リサイクルの促進
取り組み内容	① ごみの分別や減量化に対する意識啓発 ② リサイクルセンターで受け入れ可能な資源ごみ、生ごみの周知 ③ リサイクルセンターの適正な維持管理 ④ コンポストの普及促進

	見直し前
現状	- 地球温暖化に象徴される環境破壊の影響が身近な生活の中でも感じられる今日、本村でも、環境共生をふまえたまちづくりが重要な課題となっています。このようななか、「地球温暖化対策実行計画」を策定するなど、総合的な取り組みを進めています。 - 省エネルギー活動に加えて、自然の力を利用した新エネルギーの導入が課題となっていますが、本村では平成21年に「地域新エネルギービジョン」を策定し、導入可能な資源である太陽光エネルギーの普及に取り組んでいます。 - 本村では2050年カーボンニュートラルに向け、令和2年9月に「更別村ゼロカーボン宣言」を表明しました。脱炭素社会の実現を目指し、気候変動の現状を村全体で取り組む課題として対策に取り組んでいきます。
基本的な考え方、取り組み方針	- 環境共生の村づくりに向けた取り組みを、幅広い分野で進めます。 - 本村で開発・利用が可能な再生可能エネルギーについて、調査・研究を行います。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	- 地球温暖化対策実行計画 H28～H32 - 再生可能エネルギー導入目標策定 H21～H32

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	環境共生社会の実現には、村全体でより意識を高め、実践的な取り組みに移行していく必要があります。
施策	1 環境共生社会に向けた取り組み
取り組み内容	① 「地球温暖化対策実行計画」の推進、見直し ② 環境問題やその対策に関心を高めるための意識啓発

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	本村の実情に合った再生可能エネルギーを使って、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが必要です。
施策	2 新たなエネルギー資源の活用
取り組み内容	① 再生可能エネルギー活用の可能性についての調査・研究 ② 太陽光エネルギーの普及促進 ③ バイオ燃料活用の検討 ④ 公共施設における省エネ技術活用の検討 ⑤ エネルギーとしての水素利用の検討

	見直し後
現状	- 地球温暖化に象徴される環境破壊の影響が身近な生活の中でも感じられる今日、本村でも、環境共生をふまえたまちづくりが重要な課題となっています。このようななか、「地球温暖化対策実行計画」を策定するなど、総合的な取り組みを進めています。 - 省エネルギー活動に加えて、自然の力を利用した新エネルギーの導入が課題となっていますが、本村では平成21年に「地域新エネルギービジョン」を策定し、導入可能な資源である太陽光エネルギーの普及に取り組んでいます。 - 本村では2050年カーボンニュートラルに向け、令和2年9月に「更別村ゼロカーボン宣言」を表明しました。脱炭素社会の実現を目指し、気候変動の現状を村全体で取り組む課題として対策に取り組んでいきます。 - 令和7年度に設立された地域新電力会社「十勝さらべつ共創カンパニー」と連携した取り組みを進めています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 環境共生の村づくりに向けた取り組みを、幅広い分野で進めます。 - 本村で開発・利用が可能な再生可能エネルギーについて、調査・研究を行います。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	- 地球温暖化対策実行計画 R8～R12 (削除) - 地球温暖化対策実行計画(区域施策編) R6～R12

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
施策の背景	環境共生社会の実現には、村全体でより意識を高め、実践的な取り組みに移行していく必要があります。
施策	1 環境共生社会に向けた取り組み
取り組み内容	① 「地球温暖化対策実行計画」の推進 ② 環境問題やその対策に関心を高めるための意識啓発 ③ ゼロカーボン推進補助事業による家庭でのゼロカーボン対策の推進

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
施策の背景	本村の実情に合った再生可能エネルギーを使って、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが必要です。
施策	2 新たなエネルギー資源の活用
取り組み内容	① 再生可能エネルギー活用の可能性についての調査・研究 ② 太陽光エネルギーの普及促進(ゼロカーボン推進補助事業) ③ バイオ燃料活用の検討 ④ 公共施設への太陽光発電設備等の導入 ⑤ エネルギーとしての水素利用の検討

	見直し前
現状	- 火葬場については平成13年に新築し、民間委託により業務を行っています。 - 墓地は、更別地区と上更別地区の2か所にあり、草刈りなど適正な維持管理に努めています。
基本的な考え方、取り組み方針	火葬場や墓地の維持管理と環境美化に努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	火葬場については、関連設備の維持管理や改修を計画的に進めていく必要があります。
施策	1 火葬場の整備、維持管理
取り組み内容	① 火葬場の維持管理、必要に応じた改修

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	墓地については、利用しやすい環境を保つため、適正な維持管理に努める必要があります。
施策	2 墓地の整備、維持管理
取り組み内容	① 墓地敷地内の草刈りなど環境整備

	見直し後
現状	- 火葬場については平成13年に新築し、民間委託により業務を行っています。 - 墓地は、更別地区と上更別地区の2か所にあり、草刈りなど適正な維持管理に努めています。
基本的な考え方、取り組み方針	火葬場や墓地の維持管理と環境美化に努めます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	

	見直し後				
施策の背景	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td> 火葬場については、関連設備の維持管理や改修を計画的に進めていく必要があります。 </td><td></td></tr></table>	施策の取扱い	継続	火葬場については、関連設備の維持管理や改修を計画的に進めていく必要があります。	
施策の取扱い	継続				
火葬場については、関連設備の維持管理や改修を計画的に進めていく必要があります。					
施策	1 火葬場の整備、維持管理				
取り組み内容	① 火葬場の維持管理、必要に応じた改修				

	見直し後				
施策の背景	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td> 墓地については、利用しやすい環境を保つため、適正な維持管理に努める必要があります。 </td><td></td></tr></table>	施策の取扱い	継続	墓地については、利用しやすい環境を保つため、適正な維持管理に努める必要があります。	
施策の取扱い	継続				
墓地については、利用しやすい環境を保つため、適正な維持管理に努める必要があります。					
施策	2 墓地の整備、維持管理				
取り組み内容	① 墓地敷地内の草刈りなど環境整備				

章	第5章 人が育つまちづくり
---	---------------

課名	教育委員会
----	-------

項目	1 社会教育
----	--------

	見直し前
現状	- 本村では「社会教育中期計画」をもとに社会教育に関する取り組みを進めています。 - 毎年定例的に各種講座や教室を開設し、学習機会の提供に努めています。 - 高齢者に対しては、60歳以上の高齢者を対象に末広学級を開催しています。
基本的な考え方、取り組み方針	「社会教育中期計画」に示す社会教育振興の基本方針に基づき、生涯学習の観点に立った住民の自主的な社会教育活動を推進します。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	第9次社会教育中期計画

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	社会教育は、与えられる学習から求める学習へと、従来の意識を改めるとともに、推進体制を切り替えていくことが必要です。
施策	1 社会教育を推進する体制の充実
取り組み内容	① 指導者・団体の育成 ② 社会教育施設の適正管理 ③ 中札内村との広域連携

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	社会教育を推進するためには、住民主体の取り組みを進める上で必要な教育情報等の提供、共に取り組む仲間の募集や活動紹介などの情報発信が必要です。
施策	2 社会教育に関する情報提供の充実
取り組み内容	① 幅広い手段を活用した情報の提供 ② 各団体・サークルの活動紹介等への協力

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 学習機会の提供については、身の回りの生活や地域課題をテーマにした学習を通じて、まちづくりへの関心を高め、担い手として意識を高めてもらう必要があります。 - 各種講座は、年齢や性別に関わらず、多くの住民が関心を持ち参加できるよう、内容の充実に努める必要があります。
施策	3 学習機会の提供、充実
取り組み内容	① 各種講座や教室の開設による学習機会の提供 ② 学習成果の発表機会の確保 ③ 時代に応じた学習ニーズの把握 ④ 講座開設等による自主サークル化の支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	高齢者の学習については、豊富な経験や知識の次世代への継承や、高齢者自身の生きがいづくりの機会を増やすことが必要です。
施策	4 高齢者の学習活動支援
取り組み内容	① 末広学級の活動支援

	見直し後
現状	- 本村では「社会教育中期計画」をもとに社会教育に関する取り組みを進めています。 - 毎年定例的に各種講座や教室を開設し、学習機会の提供に努めています。 - 高齢者に対しては、60歳以上の高齢者を対象に末広学級を開催しています。
基本的な考え方、取り組み方針	「社会教育中期計画」に示す社会教育振興の基本方針に基づき、生涯学習の観点に立った住民の自主的な社会教育活動を推進します。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	第10次社会教育中期計画

	見直し後
施策の背景	社会教育は、与えられる学習から求める学習へと、従来の意識を改めるとともに、推進体制を切り替えていくことが必要です。
施策	1 社会教育を推進する体制の充実
取り組み内容	① 指導者・団体の育成 ② 社会教育施設の適正管理 ③ 中札内村との広域連携

	見直し後
施策の背景	社会教育を推進するためには、住民主体の取り組みを進める上で必要な教育情報等の提供、共に取り組む仲間の募集や活動紹介などの情報発信が必要です。
施策	2 社会教育に関する情報提供の充実
取り組み内容	① 幅広い手段を活用した情報の提供 ② 各団体・サークルの活動紹介等への協力

	見直し後
施策の背景	- 学習機会の提供については、身の回りの生活や地域課題をテーマにした学習を通じて、まちづくりへの関心を高め、担い手として意識を高めてもらう必要があります。 - 各種講座は、年齢や性別に関わらず、多くの住民が関心を持ち参加できるよう、内容の充実に努める必要があります。
施策	3 学習機会の提供、充実
取り組み内容	① 各種講座や教室の開設による学習機会の提供 ② 学習成果の発表機会の確保 ③ 時代に応じた学習ニーズの把握 ④ 講座開設等による自主サークル化の支援

	見直し後
施策の背景	高齢者の学習については、豊富な経験や知識の次世代への継承や、高齢者自身の生きがいづくりの機会を増やすことが必要です。
施策	4 高齢者の学習活動支援
取り組み内容	① 末広学級の活動支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	
施策	
取り組み内容	

見直し後	
施策の取扱い	新規
・ 少子化による生徒数の減少及び教職員の長時間勤務に伴う指導者の成り手不足により、学校単位での部活動が難しくなっていることなどから、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に持続的に親しめる環境を整えるため、部活動の地域クラブ化が必要です。	
5 部活動改革の推進	
① 部活動の地域クラブ化に向けた環境の整備	

章	第5章 人が育つまちづくり
---	---------------

課名	教育委員会
----	-------

項目	2 芸術、文化
----	---------

	見直し前
現状	- 本村では、文化芸術に関する各種活動や講座などを開催する場として農村環境改善センターを利用しています。センター内にある図書室には、図書のほか蔵書検索用パソコンが設置されており、多くの人に利用されています。活動の成果については農村環境改善センターのロビーやトレーニングセンターでの展示、社会福祉センターでの発表などを行っています。 - 芸術文化に関する活動については、各サークルや団体ごとに行っています。 - 文化財については、道内でも非常に古い時代のものである勢雄・昭和遺跡のほか、学術的にも貴重で北海道の天然記念物に指定されたヤチカンバ群生地などがあります。 - 本村には郷土芸能として「かしわ太鼓」や「スッチョイサ踊り」があり、住民有志による保存会によって継承されています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 芸術文化を通して心の豊かさやゆとりを実感できるよう、芸術文化に親しむ場や機会をつくります。 - 更別固有の郷土芸能や文化財等を保護・保存し、後世に継承するため、ふるさと教育を推進します。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	第9次社会教育中期計画 R3～R7

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	図書室を広く利用してもらうには、住民のニーズに応じた書籍の所蔵や利用の促進が必要です。
施策	1 図書室の充実、利用促進
取り組み内容	① 住民ニーズに応じた蔵書管理 ② 図書室利用促進イベント等の開催

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	芸術文化活動を行う団体については、新規会員が少なく、組織の活性化が進まないサークルや団体も多く、活動の紹介や情報提供などを通じて、参加者の拡大や活性化を図ることが必要です。
施策	2 芸術文化活動の支援、鑑賞機会の提供
取り組み内容	① 芸術文化団体の育成 ② 住民の文化活動につながる学習機会の提供 ③ 中札内村との芸術文化に関する広域連携事業の推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	文化財については、関係機関の協力を得ながら、保護・保存に努める必要があります。
施策	3 文化財の保護
取り組み内容	① 文化財の保護・保存 ② 文化財の活用

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	郷土芸能については、後世に継承していくために、継承や普及につながる活動の支援が必要です。
施策	4 郷土芸能の伝承
取り組み内容	① 郷土芸能に関する団体の育成

	見直し後
現状	- 本村では、文化芸術に関する各種活動や講座などを開催する場として農村環境改善センターを利用しています。センター内にある図書室には、図書のほか蔵書検索用パソコンが設置されており、多くの人に利用されています。活動の成果については農村環境改善センターのロビーやトレーニングセンターでの展示、社会福祉センターでの発表などを行っています。 - 芸術文化に関する活動については、各サークルや団体ごとに行っています。 - 文化財については、道内でも非常に古い時代のものである勢雄・昭和遺跡のほか、学術的にも貴重で北海道の天然記念物に指定されたヤチカンバ群生地などがあります。 - 本村には郷土芸能として「かしわ太鼓」や「スッチョイサ踊り」があり、住民有志による保存会によって継承されています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 芸術文化を通して心の豊かさやゆとりを実感できるよう、芸術文化に親しむ場や機会をつくります。 - 更別固有の郷土芸能や文化財等を保護・保存し、後世に継承するため、ふるさと教育を推進します。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	第10次社会教育中期計画 R8～R12

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	図書室を広く利用してもらうには、住民のニーズに応じた書籍の所蔵や利用の促進が必要です。
施策	1 図書室の充実、利用促進
取り組み内容	① 住民ニーズに応じた蔵書管理 ② 図書室利用促進イベント等の開催

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	芸術文化活動を行う団体については、新規会員が少なく、組織の活性化が進まないサークルや団体も多く、活動の紹介や情報提供などを通じて、参加者の拡大や活性化を図ることが必要です。
施策	2 芸術文化活動の支援、鑑賞機会の提供
取り組み内容	① 芸術文化団体の育成 ② 住民の文化活動につながる学習機会の提供 ③ 中札内村との芸術文化に関する広域連携事業の推進

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	文化財については、関係機関の協力を得ながら、保護・保存に努める必要があります。
施策	3 文化財の保護
取り組み内容	① 文化財の保護・保存 ② 文化財の活用

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	郷土芸能については、後世に継承していくために、継承や普及につながる活動の支援が必要です。
施策	4 郷土芸能の伝承
取り組み内容	① 郷土芸能に関する団体の育成

章	第5章 人が育つまちづくり
---	---------------

課名	教育委員会
----	-------

項目	3 スポーツ
----	--------

	見直し前
現状	- 村内にはスポーツ活動の場として、運動広場のほか、トレーニングセンター、柔剣道場、コミュニティプール、ふるさと館などがあります。 - スポーツ活動については、体育連盟やスポーツ少年団での活動のほか、行政区ごとの活動が行われています。特に少年団の活動が盛んで、多くの子どもがスポーツ活動に親しんでいますが、少子化などの要因により加入者が減少傾向にあり、団体競技の活動への影響が懸念されています。
基本的な考え方、取り組み方針	明るく豊かで活力に満ちた社会づくりや住民の心身の健全な発達を促進するため、生涯にわたってスポーツに親しめるよう努めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	第9次社会教育中期計画 R3～R7

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	スポーツ施設は、適正な管理に努めるとともに、受益者負担など利用者への理解と協力を促すことが必要です。
施策	1 スポーツ施設の充実
取り組み内容	① スポーツ施設の適正管理 ② 学校体育施設の利用促進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	スポーツを振興するためには、新たな指導者など人材の確保が必要です。
施策	2 スポーツの振興体制づくり
取り組み内容	① 指導者の技能向上に向けた支援 ② 新たな指導者の確保に向けた支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	スポーツ活動については、健康増進や交流促進を図るため、各年代を通じて多くの住民がスポーツに親しめるよう、支援することが必要です。
施策	3 スポーツに関する活動の促進
取り組み内容	① 各種体育団体・少年団の支援 ② 各種スポーツ大会などの開催 ③ 広域的な活動への支援 ④ 運動に親しむ機会の提供

	見直し後
現状	- 村内にはスポーツ活動の場として、運動広場のほか、トレーニングセンター、柔剣道場、コミュニティプール、ふるさと館などがあります。 - スポーツ活動については、体育連盟やスポーツ少年団での活動のほか、行政区ごとの活動が行われています。特に少年団の活動が盛んで、多くの子どもがスポーツ活動に親しんでいますが、少子化などの要因により加入者が減少傾向にあり、団体競技の活動への影響が懸念されています。
基本的な考え方、取り組み方針	明るく豊かで活力に満ちた社会づくりや住民の心身の健全な発達を促進するため、生涯にわたってスポーツに親しめるよう努めます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	第10次社会教育中期計画 R8～R12

	見直し後
施策の背景	スポーツ施設は、適正な管理に努めるとともに、受益者負担など利用者への理解と協力を促すことが必要です。
施策	1 スポーツ施設の充実
取り組み内容	① スポーツ施設の適正管理 ② 学校体育施設の利用促進

	見直し後
施策の背景	スポーツを振興するためには、新たな指導者など人材の確保が必要です。
施策	2 スポーツの振興体制づくり
取り組み内容	① 指導者の技能向上に向けた支援 ② 新たな指導者の確保に向けた支援

	見直し後
施策の背景	スポーツ活動については、健康増進や交流促進を図るため、各年代を通じて多くの住民がスポーツに親しめるよう、支援することが必要です。
施策	3 スポーツに関する活動の促進
取り組み内容	① 各種体育団体・少年団の支援 ② 各種スポーツ大会などの開催 ③ 広域的な活動への支援 ④ 運動に親しむ機会の提供

	見直し前
現状	・ 村内には、私立の認定こども園どんぐり保育園と村立の更別幼稚園と認定こども園上更別幼稚園があります。認定こども園どんぐり保育園では延長保育や一時保育、障がい児保育などを実施しているほか、地域子育て支援センターや学童保育所を併設し、保育サービスを担う拠点となっています。一方、更別幼稚園と認定こども園上更別幼稚園でも朝夕の特別保育、午後の延長保育を実施するなど仕事と保育の両立を支援しています。 ・ 保護者同士の交流や子育てに関する情報提供、相談などは、母子保健事業や地域子育て支援センター事業で行っているほか、保護者の自主的な集まりなどを通じて行われています。 ・ 上更別幼稚園は建て替えに伴い、平成30年4月に認定こども園に移行しました。 ・ どんぐり保育園は令和4年4月に保育所型認定こども園に移行しました。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 子どもを安心して産み育てられる子育て支援環境づくりに取り組みます。

	見直し後
現状	・ 村内には、私立の認定こども園どんぐり保育園と村立の更別幼稚園と認定こども園上更別幼稚園があります。認定こども園どんぐり保育園では延長保育や一時保育、障がい児保育などを実施しているほか、地域子育て支援センターや学童保育所を併設し、保育サービスを担う拠点となっています。一方、更別幼稚園と認定こども園上更別幼稚園でも朝夕の特別保育、午後の延長保育を実施するなど仕事と保育の両立を支援しています。 ・ 保護者同士の交流や子育てに関する情報提供、相談などは、母子保健事業や地域子育て支援センター事業で行っているほか、保護者の自主的な集まりなどを通じて行われています。 ・ 上更別幼稚園は建て替えに伴い、平成30年4月に認定こども園に移行しました。 ・ どんぐり保育園は令和4年4月に保育所型認定こども園に移行しました。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 子どもを安心して産み育てられる子育て支援環境づくりに取り組みます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	・ 子ども・子育て支援事業計画 R2～R6 ・ 第9次社会教育中期計画 R3～R7

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	・ 子ども・子育て支援事業計画 R7～R11 ・ 第10次社会教育中期計画 R8～R12

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 子育て支援のニーズは、保護者の意識や就労環境の変化に伴い多様化しており、就学前・後の子育て環境の充実など、幅広い対応が求められています。
施策	1 子育ての支援体制、サービスの充実
取り組み内容	① 地域子育て支援センターの運営および支援 ② 認定こども園どんぐり保育園の運営支援 ③ 幼稚園、認定こども園の運営体制の充実 ④ 学童保育所の運営支援 ⑤ 幼保小の連携 ⑥ 幼稚園、認定こども園に係る適正な保育の提供 ⑦ ワンオペ育児等の困りごとのある家庭への支援

	見直し後
施策の背景	・ 子育て支援のニーズは、保護者の意識や就労環境の変化に伴い多様化しており、就学前・後の子育て環境の充実など、幅広い対応が求められています。
施策	1 子育ての支援体制、サービスの充実
取り組み内容	① 地域子育て支援センターの運営および支援 ② 認定こども園どんぐり保育園の運営支援 ③ 幼稚園、認定こども園の運営体制の充実 ④ 学童保育所の運営支援 ⑤ 幼保小の連携 ⑥ 幼稚園、認定こども園に係る適正な保育の提供 ⑦ ワンオペ育児等の困りごとのある家庭への支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 子育て中の親は、心配や不安を抱えていることが多いため、さまざまな情報提供の場や機会を通して、不安を軽減していくことが必要です。
施策	2 子育てへの不安の解消
取り組み内容	① 子育てに関する情報提供の充実 ② 子育て中の親の交流の促進 ③ 児童虐待の防止対策の推進 ④ 子育ての経済的負担の軽減(医療費、保育料、給食費など)

	見直し後
施策の背景	・ 子育て中の親は、心配や不安を抱えていることが多いため、さまざまな情報提供の場や機会を通して、不安を軽減していくことが必要です。
施策	2 子育てへの不安の解消
取り組み内容	① 子育てに関する情報提供の充実 ② 子育て中の親の交流の促進 ③ 児童虐待の防止対策の推進 ④ 子育ての経済的負担の軽減(医療費、保育料、給食費など)

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 安心・安全な子どもの居場所確保が必要です。
施策	3 子どもが遊ぶ場や機会の拡充
取り組み内容	① 子どもが自由に遊べる場所の確保 ② 小・中・高校生や地域住民、高齢者との交流の推進

	見直し後
施策の背景	・ 安心・安全な子どもの居場所確保が必要です。
施策	3 子どもが遊ぶ場や機会の拡充
取り組み内容	① 子どもが自由に遊べる場所の確保 ② 小・中・高校生や地域住民、高齢者との交流の推進

章	第5章 人が育つまちづくり
---	---------------

課名	教育委員会
----	-------

項目	5 学校教育
----	--------

	見直し前
現状	・ 村内の小中学校は、更別小学校と上更別小学校、更別中央中学校の3校です。 ・ 教育については、村民像を「更別村の大地をしっかりとふみしめ、生き生きと学びつづけ、豊かなあすの郷土をつくる人」とした教育目標を基に、通常の授業のほか、総合的な学習や各種行事、クラブ活動などを通じて内容の充実に努めています。 ・ 高等学校については、道立更別農業高等学校があり、農業クラブ全国大会の連続出場や地域の特産品開発への取り組みなど、特色ある教育が評価されています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 児童・生徒一人ひとりが、地域でのびのびと学校生活を送れるよう、教育環境と教育内容の充実に努めます。

	見直し前								
関連する個別計画、ビジョンなど	<table><tr><td>・ 総合教育大綱</td><td>H30施行</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	・ 総合教育大綱	H30施行						
・ 総合教育大綱	H30施行								

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 学校施設は、老朽化に伴い必要に応じて改修を行っていますが、耐用年数や児童生徒数の動向を勘案しながら、計画的に改修等を実施することが必要です。 ・ 学校の教育環境は、情報技術への対応など新しい時代に必要な資質や能力を身につけるよう整備することが必要です。
施策	1 小中学校の教育環境の充実
取り組み内容	① 学校施設の適正管理 ② 情報教育に対応した環境整備 ③ スクールバスの計画的な更新、適正な運行体制の維持

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 小中学校の教育内容は、新学習指導要領に合わせて、社会に開かれた教育課程のもと、新しい時代に必要な資質・能力を身につけさせることや、ふるさとへの愛情や誇りを育むことが必要です。
施策	2 小中学校の教育内容の充実
取り組み内容	① 学力向上の推進 ② 体力向上の推進 ③ 小中連携の推進 ④ 特別支援教育の推進 ⑤ 安心安全な学校給食の提供 ⑥ 外国語教育の推進 ⑦ ふるさと教育の推進

	見直し後
現状	・ 村内の小中学校は、更別小学校と上更別小学校、更別中央中学校の3校です。 ・ 教育については、村民像を「更別村の大地をしっかりとふみしめ、生き生きと学びつづけ、豊かなあすの郷土をつくる人」とした教育目標を基に、通常の授業のほか、総合的な学習や各種行事、クラブ活動などを通じて内容の充実に努めています。 ・ 高等学校については、道立更別農業高等学校があり、農業クラブ全国大会の連続出場や地域の特産品開発への取り組みなど、特色ある教育が評価されています。 ・ 学校給食センターは、施設設備の老朽化が著しく現行の衛生基準に適合していなかったため、令和7年度に移転改築工事を実施し、令和8年4月から供用を開始しています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 児童・生徒一人ひとりが、地域でのびのびと学校生活を送れるよう、教育環境と教育内容の充実に努めます。

	見直し後								
関連する個別計画、ビジョンなど	<table><tr><td>・ 総合教育大綱</td><td>H30施行</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	・ 総合教育大綱	H30施行						
・ 総合教育大綱	H30施行								

見直し後	
施策の取扱い	継続
・ 学校施設は、老朽化に伴い必要に応じて改修を行っていますが、耐用年数や児童生徒数の動向を勘案しながら、計画的に改修等を実施することが必要です。 ・ 学校の教育環境は、情報技術への対応など新しい時代に必要な資質や能力を身につけるよう整備することが必要です。	
1 小中学校の教育環境の充実	
① 学校施設の適正管理	
② 情報教育に対応した環境整備	
③ スクールバスの計画的な更新、適正な運行体制の維持	

見直し後	
施策の取扱い	見直し変更
・ 小中学校の教育内容は、新学習指導要領に合わせて、社会に開かれた教育課程のもと、新しい時代に必要な資質・能力を身につけさせることや、 小中学校のきめ細やかな連携による「中1ギャップ」解消の取組みを推進するほか 、ふるさとへの愛情や誇りを育む必要があります。	
2 小中学校の教育内容の充実	
① 学力向上の推進	
② 体力向上の推進	
③ 小中連携教育の 強化	
④ 特別支援教育の推進	
⑤ 安心安全な学校給食の提供	
⑥ 外国語教育の推進	
⑦ ふるさと教育の推進	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 教職員の指導体制は、おかれている環境を見直し、資質の向上や研鑽と修養に励めるような環境を構築し、子どもたちに還元していく必要があります。 - 地域に親しまれる学校づくりを進めるためには、家庭・地域・学校が連携して課題や目標を共有し、子どもたちを支えていく必要があります。
施策	3 教育体制の充実
取り組み内容	① 教職員の指導力の充実 ② 中札内村との指導主事の共同設置 ③ コミュニティスクールの推進 ④ スクールカウンセラーの設置 ⑤ 教職員住宅の適正管理

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	高等学校教育の振興については、道立更別農業高等学校との連携を深め、地域の高校として支援することが必要です。
施策	4 高等学校教育の振興・支援
取り組み内容	① 生徒確保の推進 ② 特色ある教育活動への支援 ③ 地元生徒の進学促進

見直し後	
施策の取扱い	継続
- 教職員の指導体制は、おかれている環境を見直し、資質の向上や研鑽と修養に励めるような環境を構築し、子どもたちに還元していく必要があります。 - 地域に親しまれる学校づくりを進めるためには、家庭・地域・学校が連携して課題や目標を共有し、子どもたちを支えていく必要があります。	
3 教育体制の充実	
① 教職員の指導力の充実	
② 中札内村との指導主事の共同設置	
③ コミュニティスクールの推進	
④ スクールカウンセラーの設置	
⑤ 教職員住宅の適正管理	

見直し後	
施策の取扱い	継続
高等学校教育の振興については、道立更別農業高等学校との連携を深め、地域の高校として支援することが必要です。	
4 高等学校教育の振興・支援	
① 生徒確保の推進	
② 特色ある教育活動への支援	
③ 地元生徒の進学促進	

章	第5章 人が育つまちづくり
---	---------------

課名	教育委員会
----	-------

項目	6 青少年育成
----	---------

	見直し前	
現状	・ 青少年の健全育成をめざした取り組みは、家庭や学校をはじめ、地域の各種団体が連携し、幅広く行われています。 ・ 平成20年度より「こども夢基金」の運用を開始し、子どもたちのために体験活動などを行う際に助成を行っています。 ・ 学校と家庭、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりをめざし、平成20年に「更別村教育の日」を制定し、毎年2月の第3日曜日に「更別村の教育を考える村民集会」を開催しています。	
基本的な考え方、取り組み方針	・ 家庭、学校、地域と連携し、地域とのかかわりを通して青少年の健全な育成に努めます。	

	見直し前	
関連する個別計画、ビジョンなど	第9次社会教育中期計画	R3～R7

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前	
施策の背景	・ 心身ともに健全な子どもたちを育ていくためには、地域ぐるみの連携・協働による活動を進めることが必要です。	
施策	1 青少年育成を推進する意識づくり、体制の充実	
取り組み内容	① 「更別村教育の日」の推進 ② 青少年の生活習慣の確立 ③ 家庭教育学級、PTA活動の推進	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前	
施策の背景	・ 青少年活動は、さまざまな体験を通じて、子どもたちが豊かな心を育めるよう、体験できる機会の充実に努めていくことが必要です。	
施策	2 青少年を育成する活動の促進	
取り組み内容	① 子ども会や少年団の支援 ② 宮城県東松島市との子ども交流事業の実施 ③ 「こども夢基金」による青少年健全育成活動の支援	

	見直し後	
	・ 青少年の健全育成をめざした取り組みは、家庭や学校をはじめ、地域の各種団体が連携し、幅広く行われています。 ・ 平成20年度より「こども夢基金」の運用を開始し、子どもたちのために体験活動などを行う際に助成を行っています。 ・ 学校と家庭、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりをめざし、平成20年に「更別村教育の日」を制定し、毎年2月の第3日曜日に「更別村の教育を考える村民集会」を開催しています。	
	・ 家庭、学校、地域と連携し、地域とのかかわりを通して青少年の健全な育成に努めます。	

	見直し後	
	第10次社会教育中期計画	R8～R12

	見直し後	
	施策の取扱い	継続
	・ 心身ともに健全な子どもたちを育ていくためには、地域ぐるみの連携・協働による活動を進めることが必要です。	
	1 青少年育成を推進する意識づくり、体制の充実	
	① 「更別村教育の日」の推進 ② 青少年の生活習慣の確立 ③ 家庭教育学級、PTA活動の推進	

	見直し後	
	施策の取扱い	継続
	・ 青少年活動は、さまざまな体験を通じて、子どもたちが豊かな心を育めるよう、体験できる機会の充実に努めていくことが必要です。	
	2 青少年を育成する活動の促進	
	① 子ども会や少年団の支援 ② 宮城県東松島市との子ども交流事業の実施 ③ 「こども夢基金」による青少年健全育成活動の支援	

	見直し前
現状	・ 村外との交流については、友好姉妹都市である宮城県東松島市と、産業団体や高齢者団体、子どもたちなどを通じて、さまざまなレベルや分野で交流が行われています。 ・ さまざまな分野でグローバル化が進むにつれて、本村でも海外からの来訪者や外国人と接する機会が増えています。 ・ 十勝さらべつ熱中小学校は、令和3年度から十勝熱中小学校として、十勝全域をフィールドとした交流事業が進められています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 既存の地域間交流の推進とともに、国内外との交流の枠が広がる取り組みを進めます。 ・ 国際化に対応したまちづくりを進めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 国内地域との交流は、行政主体にとどまらず、多様な主体によって活発に行われるよう促すことが必要です。
施策	1 国内地域との交流の促進
取り組み内容	① 宮城県東松島市との交流の推進 ② 特産品を通じた国内交流の推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 国外との交流は、全国的な傾向を踏まえ、本村でも国際社会に対応した環境づくりや条件整備などを進めていくことが必要です。
施策	2 国外との交流、国際社会に対応した地域づくり
取り組み内容	① 国際交流の推進（JICAとの連携） ② 国際交流員の配置 ③ 案内板や刊行物への外国語併記の推進 ④ 飛び出せワールド事業の実施

	見直し後
現状	・ 村外との交流については、友好姉妹都市である宮城県東松島市と、産業団体や高齢者団体、子どもたちなどを通じて、さまざまなレベルや分野で交流が行われています。 ・ さまざまな分野でグローバル化が進むにつれて、本村でも海外からの来訪者や外国人と接する機会が増えています。 ・ 十勝さらべつ熱中小学校は、令和3年度から十勝熱中小学校として、十勝全域をフィールドとした交流事業が進められています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 既存の地域間交流の推進とともに、国内外との交流の枠が広がる取り組みを進めます。 ・ 国際化に対応したまちづくりを進めます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	

	見直し後				
施策の背景	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td colspan="2"> ・ 国内地域との交流は、行政主体にとどまらず、多様な主体によって活発に行われるよう促すことが必要です。 </td></tr></table>	施策の取扱い	継続	・ 国内地域との交流は、行政主体にとどまらず、多様な主体によって活発に行われるよう促すことが必要です。	
施策の取扱い	継続				
・ 国内地域との交流は、行政主体にとどまらず、多様な主体によって活発に行われるよう促すことが必要です。					
施策	1 国内地域との交流の促進				
取り組み内容	① 宮城県東松島市との交流の推進 ② 特産品を通じた国内交流の推進				

	見直し後				
施策の背景	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td colspan="2"> ・ 国外との交流は、全国的な傾向を踏まえ、本村でも国際社会に対応した環境づくりや条件整備などを進めていくことが必要です。 </td></tr></table>	施策の取扱い	継続	・ 国外との交流は、全国的な傾向を踏まえ、本村でも国際社会に対応した環境づくりや条件整備などを進めていくことが必要です。	
施策の取扱い	継続				
・ 国外との交流は、全国的な傾向を踏まえ、本村でも国際社会に対応した環境づくりや条件整備などを進めていくことが必要です。					
施策	2 国外との交流、国際社会に対応した地域づくり				
取り組み内容	① 国際交流の推進（JICAとの連携） ② 国際交流員の配置 ③ 案内板や刊行物への外国語併記の推進 ④ 飛び出せワールド事業の実施				

	見直し前
現状	- 本村では、村の木を「かしわ」、村の花を「すずらん」としています。また、本村のイメージキャラクターである「どんちゃん」を、特産品をはじめ村内の施設や看板など多くの場所で利用しています。 - 移住に関する関心や取り組みが道内外で高まるなか、本村では、「移住定住ガイド」の発行や「移住相談ワンストップ窓口」の設置、移住体験ができる場づくりなど、移住を検討する人々への対応を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 本村が持つ魅力や良いイメージを大切にしながら、それらを住民で共有し、さらに拡大していくとともに、村外に向けても広くアピールしていきます。 - 移住に関する情報や検討している人への対応を充実させ、移住を促進します。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	本村の知名度を上げるためには、さまざまな角度から「更別村」を村外でPRしていくことが必要です。
施策	1 村外に向けた更別のPR
取り組み内容	① イメージキャラクター「どんちゃん」の活用 ② とかちフィルム・コミッション連絡協議会を活用した本村のPR ③ ホームページ、SNSを活用した本村の魅力発信、PR ④ 図柄入りご当地ナンバープレート導入による十勝のPR

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	移住を促進するためには、暮らしの場としての本村の魅力を発信するとともに、村全体で協力して取り組みを進めていくことが必要です。
施策	2 移住促進に向けた取り組みの推進
取り組み内容	① 移住を促進するための情報提供の充実 ② 定住化促進住宅の維持管理 ③ 移住者や移住希望者をサポートする体制の充実 ④ 二拠点生活もふまえた移住の促進

	見直し後
現状	- 本村では、村の木を「かしわ」、村の花を「すずらん」としています。また、本村のイメージキャラクターである「どんちゃん」を、特産品をはじめ村内の施設や看板など多くの場所で利用しています。 - 移住に関する関心や取り組みが道内外で高まるなか、本村では、「移住定住ガイド」の発行や「移住相談ワンストップ窓口」の設置、移住体験ができる場づくりなど、移住を検討する人々への対応を行っています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 本村が持つ魅力や良いイメージを大切にしながら、それらを住民で共有し、さらに拡大していくとともに、村外に向けても広くアピールしていきます。 - 移住に関する情報や検討している人への対応を充実させ、移住を促進します。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	本村の知名度を上げるためには、さまざまな角度から「更別村」を村外でPRしていくことが必要です。
施策	1 村外に向けた更別のPR
取り組み内容	① イメージキャラクター「どんちゃん」の活用 ② とかちフィルム・コミッション連絡協議会を活用した本村のPR ③ ホームページ、SNSを活用した本村の魅力発信、PR ④ 図柄入りご当地ナンバープレート導入による十勝のPR

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
施策の背景	移住を促進するためには、暮らしの場としての本村の魅力を発信するとともに、村全体で協力して取り組みを進めていくことが必要です。
施策	2 移住促進に向けた取り組みの推進
取り組み内容	① 移住を促進するための情報提供の充実(求人サイト「TCRU」の活用) ② 定住化促進住宅の維持管理 ③ 移住者や移住希望者をサポートする体制の充実 ④ 二拠点生活もふまえた移住の促進

	見直し前
現状	- 本村では現在、24の行政区(市街地10、農村部14)があり、コミュニティ活動の基盤となっています。このうち、農村部では行政区会館を活動の拠点とし、指定管理者制度により地域ごとに維持管理を行っています。 - 各種ボランティア団体やNPO法人の活動、また行政区等が実施する住民協働事業を通じて、新しい公共による取り組みが進められています。 - 住民協働事業の実施により、住民の自主的、自発的な活動を推進しています。 - 令和3年度から広域事業に移行した熱中小学校後の新たな人材育成事業に取り組んでいます。 - 新型コロナウイルス感染症のまん延により、コミュニティ活動が停滞しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 住民自治の意識を尊重し、住民主体の活動や地域活動を促進します。 - 従来の住民、地域、行政の役割分担の見直しや掘り起こしを行い、住民協働事業をはじめ、地域住民や団体がよりまちづくりを自主的に提案し参画できるよう、協働のまちづくりを実践します。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	既存施設の更新や維持管理は、各施設の役割や利用方法を住民とともに十分検討し、最小経費で効果を上げる工夫が必要です。
施策	1 コミュニティ施設の維持管理
取り組み内容	① 行政区会館の計画的な改修、維持管理 ② 憩の家の適正な維持管理 ③ 地域創造複合施設の適正な維持管理

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- コミュニティ活動は、世帯数や年齢構成などにより違いがありますが、今後も各地域で主体的な活動が行われるよう促進することが必要です。 - 住民の自発的な活動を促すためには、情報提供や人材育成につながる取り組みなどを行っていくことが必要です。
施策	2 コミュニティ活動の支援、住民自治の推進
取り組み内容	① 行政区ごとのコミュニティ活動の支援 ② 生活安全推進協議会、環境美化推進協議会の活動支援

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- まちづくりに関する活動は、多くの住民が参加することにより地域を担う人材を育成し、活動の継続に結びつけていくことが必要です。 - 民間企業等との連携による共助の取り組みを促進することが求められています。
施策	3 まちづくり組織、活動の促進
取り組み内容	① 特定非営利活動法人等の活動支援 ② 人材育成事業による人材の育成、村外者との交流促進 ③ (仮称)更別ソーシャルベンチャーの設立 ④ とかち熱中小学校との連携による人材の育成

	見直し後
現状	- 本村では現在、24の行政区(市街地10、農村部14)があり、コミュニティ活動の基盤となっています。このうち、農村部では行政区会館を活動の拠点とし、指定管理者制度により地域ごとに維持管理を行っています。 - 各種ボランティア団体やNPO法人の活動、また行政区等が実施する住民協働事業を通じて、新しい公共による取り組みが進められています。 - 住民協働事業の実施により、住民の自主的、自発的な活動を推進しています。
削除	
	新型コロナウイルスが収束したがコロナにより停滞したコミュニティ活動が戻らず停滞したままになっています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 住民自治の意識を尊重し、住民主体の活動や地域活動を促進します。 - 従来の住民、地域、行政の役割分担の見直しや掘り起こしを行い、住民協働事業をはじめ、地域住民や団体がよりまちづくりを自主的に提案し参画できるよう、協働のまちづくりを実践します。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	既存施設の更新や維持管理は、各施設の役割や利用方法を住民とともに十分検討し、最小経費で効果を上げる工夫が必要です。
施策	1 コミュニティ施設の維持管理
取り組み内容	① 行政区会館の計画的な改修、維持管理 ② 憩の家の適正な維持管理 ③ 地域創造複合施設の適正な維持管理

	見直し後
施策の取扱い	継続
施策の背景	- コミュニティ活動は、世帯数や年齢構成などにより違いがありますが、今後も各地域で主体的な活動が行われるよう促進することが必要です。 - 住民の自発的な活動を促すためには、情報提供や人材育成につながる取り組みなどを行っていくことが必要です。
施策	2 コミュニティ活動の支援、住民自治の推進
取り組み内容	① 行政区ごとのコミュニティ活動の支援 ② 生活安全推進協議会、環境美化推進協議会の活動支援

	見直し後
施策の取扱い	見直し変更
施策の背景	- まちづくりに関する活動は、多くの住民が参加することにより地域を担う人材を育成し、活動の継続に結びつけていくことが必要です。 - 民間企業等との連携による共助の取り組みを促進することが求められています。
施策	3 まちづくり組織、活動の促進
取り組み内容	① 特定非営利活動法人等の活動支援 ② 村内村外者との交流促進 ③ Social Knowledge Bank合同会社との連携
削除	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	行政運営を進めるうえで、住民の意見反映や参画が今まで以上に求められています。協働のまちづくりは、住民の意識を高めるとともに、引き続き積極的に推進していく必要があります。
施策	4 協働のまちづくりの推進
取り組み内容	① 住民協働事業、協働のまちづくり事業、協働パートナー事業を通じたまちづくり活動の推進 ② まちづくりについて、政策に関わる機会や提案の企画・実施

見直し後	
施策の取扱い	継続
行政運営を進めるうえで、住民の意見反映や参画が今まで以上に求められています。協働のまちづくりは、住民の意識を高めるとともに、引き続き積極的に推進していく必要があります。	
4 協働のまちづくりの推進	
① 住民協働事業、協働のまちづくり事業、協働パートナー事業を通じたまちづくり活動の推進	
② まちづくりについて、政策に関わる機会や提案の企画・実施	

章	第6章 知恵を出し合うまちづくり
---	------------------

課名	総務・企画政策・住民生活・教育委員会
----	--------------------

項目	3 青年、男女共同参画
----	-------------

	見直し前
現状	- 本村には、青年組織としては「農村青少年連合会」があるほか、イベントやスポーツ活動、消防団活動などで青年がまちづくりに貢献しています。 「女性活躍推進法」が制定されたことを受け、働く場面で女性が個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。 - DV被害者への相談に適切に対応できるよう、随時「DV被害者相談対応マニュアル」を更新しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- まちづくり活動をはじめ、さまざまな地域での活動に青年の参加が増えるよう、活動機会の充実に努めます。 - 男女に関わらず、一人ひとりの個性や能力があらゆる場面で活かせるまちをめざします。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	第9次社会教育中期計画 R3～R7

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	青年の活動は、既存組織の支援を継続するとともに、新たな取り組みや活動の充実に向けて、支援を進めていくことが必要です。
施策	1 青年が参加する活動の促進
取り組み内容	① 子供交流委員やスタッフへの運営協力の推進 ② 農村青少年連合会への活動助成

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	男女共同参画に関する活動は、国や北海道の考え方や取り組みについて普及していくことが必要です。
施策	2 男女共同参画の促進
取り組み内容	① 「男女共同参画」の考え方の周知、意識啓 「男女共同参画」 ② DV相談窓口の周知、「DV被害者相談対応マニュアル」に基づいた対応

	見直し後
現状	- 本村には、青年組織としては「農村青少年連合会」があるほか、イベントやスポーツ活動、消防団活動などで青年がまちづくりに貢献しています。 「女性活躍推進法」が制定されたことを受け、働く場面で女性が個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。 - DV被害者への相談に適切に対応できるよう、随時「DV被害者相談対応マニュアル」を更新しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- まちづくり活動をはじめ、さまざまな地域での活動に青年の参加が増えるよう、活動機会の充実に努めます。 - 男女に関わらず、一人ひとりの個性や能力があらゆる場面で活かせるまちをめざします。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	第10次社会教育中期計画 R8～R12

	見直し後
施策の背景	青年の活動は、既存組織の支援を継続するとともに、新たな取り組みや活動の充実に向けて、支援を進めていくことが必要です。
施策	1 青年が参加する活動の促進
取り組み内容	① 子供交流委員やスタッフへの運営協力の推進 ② 農村青少年連合会への活動助成

	見直し後
施策の背景	男女共同参画に関する活動は、国や北海道の考え方や取り組みについて普及していくことが必要です。
施策	2 男女共同参画の促進
取り組み内容	① 「更別村男女共同参画基本計画」の策定 ② 「男女共同参画」の考え方の周知、意識啓 「男女共同参画」 ③ DV相談窓口の周知、「DV被害者相談対応マニュアル」に基づいた対応

	見直し前
現状	「広報さらべつ」については、広報紙編集システムを導入し、見やすさ・読みやすさの向上に努めているほか、ホームページでの公開、SNSや外部広報サイトの活用により、情報発信に努めています。 - 本村のホームページは、村外向けの情報のほか、村内の行事や情報を案内など、広報の役割を果たしているため、各制度や事業の周知ページの充実に努め、また、SNSを導入し、より広く情報発信が可能となるよう努めています。 - 防災行政無線については、各種行事・お悔み放送などを実施し、防災さらべつメールも導入し、より多くの村民へ情報周知ができるよう努めています。 - 広聴については、行政区長会議、行政区懇談会、出前宅配便のほか、必要に応じて説明会やワークショップなどを開催し、多くの住民と意見交換ができる場づくりに努めています。 - 令和4年度に開村75周年記念村史を編さん発行し、村の歴史の整理に努めています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 分かりやすく親しまれる広報活動に取り組むとともに、広く住民の意見を聞き取る機会、意見交換ができる機会の拡大に努めます。 - 住民と行政がまちづくりの情報や意識を共有できるよう、行政情報を積極的に公開します。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 広報紙は、分かりやすく住民に親しまれる紙面づくりに努めていくことが必要です。 - ホームページは、広報・広聴の手段としてその重要性が高まっており、情報を充実させ、住民にとってより身近なものとなる工夫が必要です。 - 広報誌、ホームページのほか、SNSなどによる情報発信が必要です。 「更別村の概要」を整理し、村のデータを把握することが必要です。
施策	1 広報の充実や情報公開の推進
取り組み内容	① ホームページを通じた情報発信、情報公開の充実 ② 広報誌の発行、分かりやすい紙面づくり ③ SNS活用による情報発信の充実 ④ 更別村の概要の整理によるデータ把握

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	広聴や住民との意見交換の場については、広く意見を聴く機会を充実するとともに、村の将来を担う若者の意見を聴く機会を増やすよう努めることが必要です。
施策	2 広聴や意見交換の場の拡充
取り組み内容	① 行政区長会議の開催 ② 行政区懇談会の開催 ③ 出前宅配便の開催 ④ 計画策定や事業推進に対する住民意見の反映(参画機会の拡充、パブリックコメントの推進)

	見直し後
現状	「広報さらべつ」については、広報紙編集システムを導入し、見やすさ・読みやすさの向上に努めているほか、ホームページでの公開、SNSや外部広報サイトの活用により、情報発信に努めています。 - 本村のホームページは、村外向けの情報のほか、村内の行事や情報を案内など、広報の役割を果たしているため、各制度や事業の周知ページの充実に努め、また、SNSを導入し、より広く情報発信が可能となるよう努めています。 4-1の防災へ - 広聴については、行政区長会議、行政区懇談会、出前宅配便のほか、必要に応じて説明会やワークショップなどを開催し、多くの住民と意見交換ができる場づくりに努めています。 - 令和4年度に開村75周年記念村史を編さん発行し、村の歴史の整理に努めています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 分かりやすく親しまれる広報活動に取り組むとともに、広く住民の意見を聞き取る機会、意見交換ができる機会の拡大に努めます。 - 住民と行政がまちづくりの情報や意識を共有できるよう、行政情報を積極的に公開します。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	

	見直し後				
	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td> - 広報紙は、分かりやすく住民に親しまれる紙面づくりに努めていくことが必要です。 - ホームページは、広報・広聴の手段としてその重要性が高まっており、情報を充実させ、住民にとってより身近なものとなる工夫が必要です。 - 広報誌、ホームページのほか、SNSなどによる情報発信が必要です。 「更別村の概要」を整理し、村のデータを把握することが必要です。 </td><td></td></tr></table>	施策の取扱い	継続	- 広報紙は、分かりやすく住民に親しまれる紙面づくりに努めていくことが必要です。 - ホームページは、広報・広聴の手段としてその重要性が高まっており、情報を充実させ、住民にとってより身近なものとなる工夫が必要です。 - 広報誌、ホームページのほか、SNSなどによる情報発信が必要です。 「更別村の概要」を整理し、村のデータを把握することが必要です。	
施策の取扱い	継続				
- 広報紙は、分かりやすく住民に親しまれる紙面づくりに努めていくことが必要です。 - ホームページは、広報・広聴の手段としてその重要性が高まっており、情報を充実させ、住民にとってより身近なものとなる工夫が必要です。 - 広報誌、ホームページのほか、SNSなどによる情報発信が必要です。 「更別村の概要」を整理し、村のデータを把握することが必要です。					
施策	1 広報の充実や情報公開の推進				
取り組み内容	① ホームページを通じた情報発信、情報公開の充実 ② 広報誌の発行、分かりやすい紙面づくり ③ SNS活用による情報発信の充実 ④ 更別村の概要の整理によるデータ把握				

	見直し後				
	<table><tr><th>施策の取扱い</th><th>継続</th></tr><tr><td> 広聴や住民との意見交換の場については、広く意見を聴く機会を充実するとともに、村の将来を担う若者の意見を聴く機会を増やすよう努めることが必要です。 </td><td></td></tr></table>	施策の取扱い	継続	広聴や住民との意見交換の場については、広く意見を聴く機会を充実するとともに、村の将来を担う若者の意見を聴く機会を増やすよう努めることが必要です。	
施策の取扱い	継続				
広聴や住民との意見交換の場については、広く意見を聴く機会を充実するとともに、村の将来を担う若者の意見を聴く機会を増やすよう努めることが必要です。					
施策	2 広聴や意見交換の場の拡充				
取り組み内容	① 行政区長会議の開催 ② 行政区懇談会の開催 ③ 出前宅配便の開催 ④ 計画策定や事業推進に対する住民意見の反映(参画機会の拡充、パブリックコメントの推進)				

章	第6章 知恵を出し合うまちづくり
---	------------------

課名	総務・企画政策・住民生活
----	--------------

項目	5 行政運営、財政運営
----	-------------

	見直し前
現状	- 本村では限られた職員数で多様化する行政ニーズに対応していくため、必要に応じて機構を改め、柔軟に対応できる組織づくりに努めています。 - 事務処理については、職員研修や機器の更新などにより処理能力の向上に努めています。また、職員個々のパソコンをシンククライアント化することで、機器故障率が少なくなり、故障した際にも環境復元が容易となりました。 - 役場ではワンストップ窓口を設置し、相談者が来庁した場合は、役場各担当者が窓口へ来て対応するようにしています。 - 財務管理については、新公会計制度を平成29年度より導入し、これまでの現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、財政状況等をわかりやすく開示するとともに、中長期的な視点に立った財政運営を進めています。 - ふるさと納税については平成29年度より返礼品の種類を拡充し、実施しています。また、企業版ふるさと納税についても推進しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 時代の変革と住民ニーズを政策に反映できる、職員の意識と資質の向上に努めるとともに、住民に親しまれる役場づくりをめざします。 - 経費の圧縮、税収や自主財源等の確保に努め、健全財政の維持に努めます。 - 住民の理解を得ながら、人口減少を見据えた施設の整備更新(統廃合や長寿寿命化等)を進めます。 - 各施策における事業については、PDCAに基づき、B/C、KPIの達成状況のほか、well-being指標を活用した評価を行いながら課題解決に向けて取り組みます。

	見直し後
現状	- 本村では限られた職員数で多様化する行政ニーズに対応していくため、必要に応じて機構を改め、柔軟に対応できる組織づくりに努めています。 - 事務処理については、職員研修や機器の更新などにより処理能力の向上に努めています。また、職員個々のパソコンをシンククライアント化することで、機器故障率が少なくなり、故障した際にも環境復元が容易となりました。 - 役場ではワンストップ窓口を設置し、相談者が来庁した場合は、役場各担当者が窓口へ来て対応するようにしています。 - 財務管理については、新公会計制度を平成29年度より導入し、これまでの現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、財政状況等をわかりやすく開示するとともに、中長期的な視点に立った財政運営を進めています。 - ふるさと納税については平成29年度より返礼品の種類を拡充し、実施しています。また、企業版ふるさと納税についても推進しています。
基本的な考え方、取り組み方針	- 時代の変革と住民ニーズを政策に反映できる、職員の意識と資質の向上に努めるとともに、住民に親しまれる役場づくりをめざします。 - 経費の圧縮、税収や自主財源等の確保に努め、健全財政の維持に努めます。 - 住民の理解を得ながら、人口減少を見据えた施設の整備更新(統廃合や長寿寿命化等)を進めます。 - 各施策における事業については、PDCAに基づき、B/C、KPIの達成状況のほか、well-being指標を活用した評価を行いながら課題解決に向けて取り組みます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	- 公共施設等総合管理計画 H29～R38 - 個別施設計画 R4～R13

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	- 公共施設等総合管理計画 H29～R38 - 個別施設計画 R4～R13 - 行政事務DX計画 R7～R12

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 行政運営は、時代によって変化する行政課題に柔軟に対応することが求められており、効率的、効果的に進めるための体制づくりが必要です。 - 事務事業を改善するためには、PDCAサイクルを定着させ、内容や手法を常に見直していくことが必要です。
施策	1 行政運営体制の充実
取り組み内容	① 柔軟で弾力的な組織運営 ② 組織・機構に応じた分掌事務の適正化 ③ 定員管理の適正化、職員の適正配置 ④ PDCAサイクル、B/C、KPI設定による適正な事業執行 ⑤ 職員個々の事務処理能力の向上 ⑥ 職員個々の行政知識の習得、企画立案能力や資質の向上促進 ⑦ 民間企業等との連携(地域活性化起業人制度の活用など)

	見直し後
施策の背景	- 行政運営は、時代によって変化する行政課題に柔軟に対応することが求められており、効率的、効果的に進めるための体制づくりが必要です。 - 事務事業を改善するためには、PDCAサイクルを定着させ、内容や手法を常に見直していくことが必要です。
施策	1 行政運営体制の充実
取り組み内容	① 柔軟で弾力的な組織運営 ② 組織・機構に応じた分掌事務の適正化 ③ 定員管理の適正化、職員の適正配置 ④ PDCAサイクル、B/C、KPI設定による適正な事業執行 ⑤ 職員個々の事務処理能力の向上 ⑥ 職員個々の行政知識の習得、企画立案能力や資質の向上促進 ⑦ 民間企業等との連携(地域活性化起業人制度の活用など) ⑧ 行政事務DX計画に基づく業務効率化等の推進

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	高齢者や村外からの転入者が増えていることから、誰にでも分かりやすく親しみやすい対応に努めることが必要です。
施策	2 役場での住民サービスの向上
取り組み内容	① 利用者に対する接遇の向上 ② ワンストップ窓口の実施、座って相談できる役場窓口(受付カウンター)での対応

	見直し後
施策の背景	高齢者や村外からの転入者が増えていることから、誰にでも分かりやすく親しみやすい対応に努めることが必要です。
施策	2 役場での住民サービスの向上
取り組み内容	① 利用者に対する接遇の向上 ② ワンストップ窓口の実施、座って相談できる役場窓口(受付カウンター)での対応

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	昭和55年に建設した役場庁舎は、改修や耐震補強等経て現在に至っていますが、今後も改修により利便性や機能性を高めていく必要があります。
施策	3 庁舎や関連施設・設備の改修、環境整備
取り組み内容	① 役場庁舎の改修 ② 事務処理能力を高めるための環境整備（機器の利用、計画的な更新など）

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	- 財政運営は、地方交付税の削減により、ますます厳しいものとなることが予想され、一層の経費削減と財源確保に努める必要があります。 - 計画的な財政運営を推進していくためには、財務管理の充実に努める必要があります。
施策	4 財政管理、運用の健全化
取り組み内容	① 基金の適正な運用、管理 ② 新公会計制度による財政状況の公表 ③ ふるさと納税による収入増の促進 ④ 企業版ふるさと納税による自主財源の確保 ⑤ 中長期的な財政計画の策定（財政シミュレーションの作成） ⑥ 適正な予算作成のため予算編成方法の見直し ⑦ 公用車の計画的な更新 ⑧ 官民連携手法の導入（PFI、PPP、SIBなど）

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	公共施設は、長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められており、計画的な維持管理により、経費の削減に努めていく必要があります。
施策	5 経費の節減、施設管理の見直し
取り組み内容	① 受益者負担の原則に基づいた使用料の改定 ② 「公共施設等総合管理計画」に基づく施設のあり方の検討 ③ 指定管理者制度などが導入可能な施設の検討 ④ 村有財産の有効活用 of 検討

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	住民の理解を得ながら収納率の向上に努めていく必要があります。
施策	6 適正な課税、徴収の実施
取り組み内容	① 広報誌等を通じた納税意識の高揚 ② 納税相談の実施 ③ 個人住民税の特別徴収切替の推進 ④ 滞納整理の推進

見直し後	
施策の取扱い	継続
昭和55年に建設した役場庁舎は、改修や耐震補強等経て現在に至っていますが、今後も改修により利便性や機能性を高めていく必要があります。	
3 庁舎や関連施設・設備の改修、環境整備	
① 役場庁舎の改修 ② 事務処理能力を高めるための環境整備（機器の利用、計画的な更新など）	

見直し後	
施策の取扱い	見直し変更
- 財政運営は、地方交付税の削減により、ますます厳しいものとなることが予想され、一層の経費削減と財源確保に努める必要があります。 - 計画的な財政運営を推進していくためには、財務管理の充実に努める必要があります。	
4 財政管理、運用の健全化	
① 基金の適正な運用、管理	
② 新公会計制度による財政状況の公表	
③ ふるさと納税による収入増の促進	
④ 企業版ふるさと納税による自主財源の確保、 仲介事業の活用	
⑤ 中長期的な財政計画の策定（財政シミュレーションの作成）	
⑥ 適正な予算作成のため予算編成方法の見直し	
⑦ 公用車の計画的な更新	
⑧ 官民連携手法の導入（PFI、PPP、SIBなど）	

見直し後	
施策の取扱い	継続
公共施設は、長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められており、計画的な維持管理により、経費の削減に努めていく必要があります。	
5 経費の節減、施設管理の見直し	
① 受益者負担の原則に基づいた使用料の改定	
② 「公共施設等総合管理計画」に基づく施設のあり方の検討	
③ 指定管理者制度などが導入可能な施設の検討	
④ 村有財産の有効活用 of 検討	

見直し後	
施策の取扱い	継続
住民の理解を得ながら収納率の向上に努めていく必要があります。	
6 適正な課税、徴収の実施	
① 広報誌等を通じた納税意識の高揚	
② 納税相談の実施	
③ 個人住民税の特別徴収切替の推進	
④ 滞納整理の推進	

	見直し前
現状	・ 広域事業については、十勝管内19市町村で構成する十勝圏複合事務組合、とかち広域消防事務組合、十勝市町村税滞納整理機構などで事業の効率化等を図るため、共同で事務や運営、処理業務などを行っています。また、十勝中部広域水道企業団、南十勝夢街道プロジェクト、介護保険認定審査会・障害者支援区分認定審査会などの事業を周辺自治体との連携により取り組んでいます。 ・ 人口定住を促進するため、帯広市を中心市として、周辺18町村と「十勝定住自立圏」を形成し、相互に連携した取り組みを進めています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 広域行政、広域連携の推進により、事務の効率化に努めるとともに、より効果の高い取り組みを進めます。 ・ 近隣自治体にとどまらず、同じテーマや目的を持つ地域や村外組織等と広域的な取り組みを進めます。

	見直し前
関連する個別計画、ビジョンなど	

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 今後も効率的な行政運営を推進していくためには、近隣自治体との連携を深め、広域事業を進めていく必要があります。
施策	1 近隣自治体等との広域事業の推進
取り組み内容	① 効率的、効果的な広域行政の推進 ② 十勝管内の定住促進につながる連携した取り組みの検討 ③ 近隣自治体との連携による過疎対策と地域活性化

施策の背景と施策、取り組み内容

	見直し前
施策の背景	・ 企業や団体との連携など、自治体相互以外の新たな連携が全国で見られるなか、本村でも有効と思われる連携やネットワークをつくり、広げていく必要があります。
施策	2 多様な連携の推進
取り組み内容	① 近隣以外の自治体や企業、団体などとの連携推進

	見直し後
現状	・ 広域事業については、十勝管内19市町村で構成する十勝圏複合事務組合、とかち広域消防事務組合、十勝市町村税滞納整理機構などで事業の効率化等を図るため、共同で事務や運営、処理業務などを行っています。また、十勝中部広域水道企業団、南十勝夢街道プロジェクト、介護保険認定審査会・障害者支援区分認定審査会などの事業を周辺自治体との連携により取り組んでいます。 ・ 人口定住を促進するため、帯広市を中心市として、周辺18町村と「十勝定住自立圏」を形成し、相互に連携した取り組みを進めています。
基本的な考え方、取り組み方針	・ 広域行政、広域連携の推進により、事務の効率化に努めるとともに、より効果の高い取り組みを進めます。 ・ 近隣自治体にとどまらず、同じテーマや目的を持つ地域や村外組織等と広域的な取り組みを進めます。

	見直し後
関連する個別計画、ビジョンなど	

	見直し後
施策の背景	・ 今後も効率的な行政運営を推進していくためには、近隣自治体との連携を深め、広域事業を進めていく必要があります。
施策	1 近隣自治体等との広域事業の推進
取り組み内容	① 効率的、効果的な広域行政の推進 ② 十勝管内の定住促進につながる連携した取り組みの検討 ③ 近隣自治体との連携による過疎対策と地域活性化

	見直し後
施策の背景	・ 企業や団体との連携など、自治体相互以外の新たな連携が全国で見られるなか、本村でも有効と思われる連携やネットワークをつくり、広げていく必要があります。
施策	2 多様な連携の推進
取り組み内容	① 近隣以外の自治体や企業、団体などとの連携推進